

参議院社会労働委員会會議録第十七号

昭和三十四年三月十七日(火曜日)午前
十一時八分開会

委員の異動

三月十六日委員稲浦鹿藏君及び高野一夫君辞任につき、その補欠として齋藤昇君及び横山フク君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 久保 等君
理事 勝保 稔君
柴田 榮君
木下 友敬君

委員

有馬 英二君
草葉 隆國君
齋藤 昇君
谷口弥三郎君
西山 信一君
松岡 平市君
横山 フク君
片岡 文重君
小柳 勇君
藤田藤太郎君
光村 義助君
竹中 恒夫君

衆議院議員

國務大臣 八木 一男君
厚生大臣 坂田 道太君
政府委員 森本 潔君
厚生大臣官房長 齋藤 昇君
厚生大臣官 小山進次郎君
房審議官

厚生省公衆衛生局長 尾村 偉久君
厚生省医務局長 小澤 龍君
厚生省児童局長 高田 浩通君
事務局側 常任委員 増本 甲吉君
会専門員

本日の會議に付した案件

○国民年金法案(内閣送付、予備審査)
○国民年金法案(衆議院送付、予備審査)

○国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等の調整に関する法律案(衆議院送付、予備審査)
○児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○社会保険制度に関する調査(一般厚生問題に関する件)

○委員長(久保等君) これより社会労働委員会を開きます。

委員の異動を報告いたします。
三月十六日付をもって稲浦鹿藏君、高野一夫君が辞任し、その補欠として齋藤昇君、横山フク君が選任されました。

○委員長(久保等君) 国民年金法案(閣法第一二三号)、国民年金法案(衆議院第一七号)、国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等の調整に関する法律案(衆議院第二六号)、以上三案を一括議題といたします。
御質疑を願います。

速記とめて。

(速記中止)

○委員長(久保等君) 速記起して。

○木下友敬君 八木衆議院議員が御提出になつております国民年金法外二件は、これは私どもも社会党のものとして十分理解があるわけでございまして、ことさらに特別の質問をするのもどうかと思ひますけれども、この際、政府の案と対照してはつきりしておきたいということがございしますので、一つお答えを願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(八木一男君) 木下委員の御質問にお答えをさせていただきます。

社会保険についてはほんとうの社会保険であるべきで、社会保険的であるべきでないという木下委員の考え方にも全然完全に同感でございまして、今までの日本のこういう関係の諸立法におきましては、ほとんどが社会保険的にできていたわけであります。ほとんど全部できていたと言つても過言ではないように思ひます。それを社会保険的にしなければならぬわけでございまして、その中で、年金に関しては特に社会保険的にする必要の度が高いと思うわけであります。健康保険の場合でございまして、これは健康保険なり国民健康保険という制度でございまして、医療が保険料に見合ったという点ではなほに、やはりどれだけの医療をしなければならぬという点で定額制になる要素があるわけでございまして、傷病手当金とかそういうものは賃金に比例するとか、そういうようなことになりまして、この年金に關する限りは、そういう意味でも特に社会保険的ではない要素が一般的より以上に多いのではないかと思ひます。それで、そういう意味で、私も国民年金案を作るに當りまして社会保険的に徹した考え方でありたいと考えて練つて参つたわけでございまして、大体において、そのような考え方があるところ九分九厘まで入つておられると思うわけでございしますが、木下委員が、完全でないということをおっしゃいました点の中には、おそらく労働者年金の中で標準報酬比例部分という点ではなかるかと私も考えております。われわれ社会党の基本年金の中には全部もろう方が定額でございまして、その要件は何と申しますか、年金税が何回減免になつてもこれだけのものが六十才から国民のどんな状態でももらえるということになつておりますので、これは私も現在考へ得る一番社会保険的に組み立てられておられるのであります。減免のほかに、減免を受けない人の場合も国庫負担から累進課税による賦課方式の国庫負担、給付の五割、保険料の十割に當るといふ点で、持てる階級がたかさん負担して、持てない階級がその再分配を受けるといふ点の要素が相当大ききうございまして、また、積み立てるべき年金税の分も均等割、所得割、収入割、資産割という部分を作つてございまして、年金税を払えない部分も非常に社

会保障的な恩恵を受けられる。しかも払えない人は全額免除ということがあ
る。それは受取要件には一向さしつか
えないということになっておりますの
で、これは完全に社会保障的にでき
ていると思います。労働者年金の方は
賃金標準報酬比例になっておりま
す。標準報酬比例になっております
と、もう一方の金額が基礎になってお
ります八万四千円は通算の関係もござ
いまして、一般国民と同じく八万四千
円が定額になっておりますが、その上
に標準報酬比例が六万三千円平均とい
うことになって、標準報酬が高い人が
たくさんもらえる、少い人が少ししか
もらえないという要素がございます。
これは明らかにその部分だけが社会保
障的という要素が残っておるわけであ
ります。このことを残しました理由は
二つ、三つございまして、その一つ
は、現在の公的年金がすべて標準報酬
比例でできておりますので、その状
態、そういうものを統合する関係上似
た形のある程度とらなければならな
かったという現実的な要素が一つござ
います。統合いたしますので、あまり
違った制度にするとか切りかえしにく
いという点がございます。それとそれよ
りももっと大きな理由は、ある意味で
これは社会保険的という自己反省をし
なくともいい部分もあるわけでござ
いますのは、八万四千円というものを国
民全体に六十才から老齢年金として保
障したいという考え方に立って、そう
して今度労働者年金は、労働者の方は
農場なり店舗なり工場なりというよう
な生産手段を持っておりませんので、
だからそれ以上に高くしなければなら
ないという要件がほかの国民よりも多

いだろうということを推察したのであ
ります。それともう一つは、労働者の
方は低賃金であります、現金収入が
毎月ありますのでそれを源泉徴収で差
引されることはそう苦痛ではあるま
い、そういうことで高い保険料を納め
ることによって、高い保険料に当る年
金税を納めることによってこれは給付
を高くして、ほんとうに老齢給付を高
くする必要があるという要素に对应す
ることができるといふ要件があるわけ
でございます。そういう要件があるの
に、これをびしゃつと八万四千円に
きづけにする必要はないのじやないか
というふうに考えたのであります。全
国民に対して八万四千円を完全に社会
保障的に保障する、ただし、それ以上
に自分の努力で高い保険料に当る年金
税を幾分高いものを払って、月七千円
より以上の老齢の保障をしようという
各人の意欲をストップするようにき
ちんと作る必要はあるまい、それは労
働者のみに限らず、ほかの方もそうで
ある。ほかの方も農民とかあるいはお
医者とか、弁護士という人は月七千円
の年金では魅力がない、やはり三万円、
五万円くらいほしいという方もあるで
しょう、そこをこのところ制度的に高め
ることを考えますと、それまでの年金税
を払うだけの余裕がない人にとっては
それを強制することは迷惑だ、その方
方には政府が任意年金をほんとうに組
み立てる、または任意年金をカバーし
てそういう方々が自分の年金を高める
ことをしていただく、ただし、労働者の
方は定期的に年金税を源泉徴収で差し
引かれることによって容易に上げられ
る要素がある。そういう要素を制度的
に置いておった方がそういう国民に

とっては仕合せじゃないか、そういう
ふうには考えたわけでありまして、ござ
いますから、労働者の定額八万四千
円は一般国民と同じように、これだけ
はどんなに低賃金労働者であっても保
障されるということ、七千円の繰で
完全に社会保障的な考え方を全制度に
貫いたのであります。それ以上のこと
は、補足的にその人の意欲によってあ
るいは制度の幾分の援助によって自分
のいわゆる老齢年金額を上げられると
いふ要素を残しているわけでありま
す。そういう点で、まず九分九厘まで
は社会保障的な考え方だということ
を言ひ得ると私どもは考えておるので
ございます。

それからもう一つ、特別年金の方で
ございまして、特別年金の方は、わが
党の案は、平年度が千二百十二億円で
ございまして、それを年金というものの
分け方、性質はまず所得保障を必要と
する人には所得保障をするということ
が第一義であらうと思ひます。その次
に、それをできるだけ広くするという
ことが第二義であらうと思ひますけれ
ども、その場合、その特別年金は財
政に限りがございまして、その第一
義に立つて年金の必要度の多い人に分
ける、度の多い人に厚く分けるという
考え方をとるのが社会保障的であらう
かと考えておるのであります。それで
御言及になりました通り、社会党案の
方は、私どもの概念で必要度が多いと
見られる障害あるいは母子の方に老齢
よりも多くの給付をいたしております
るし、老齢においてもそのような配慮
をいたしておるわけでありまして、
それからもう一つ、何と申します
か、老齢の方におきましては、概念的

に七十才という限度で公平であれば
いという考えではなしに、日本の現状
においては非常に苦しい労働、激しい
生活をしてきた人は早く老衰が訪れる
という関係から、年齢制限を低くし
て、そうして所得制限をややきつく
る方が実態に合った分け方であらうと
いう考え方、六十才から開始という
ことで、農家の老人が六十三才くら
いになって、老衰の極に達した人が受
けられるというように配分をしたわけ
であります。そういう点で、社会保障
に理屈だけいけば完全に踏み切った
とも言えると思ひます。その標準
報酬の比例部分だけを見ますならば、
幾分、百分の一ほど社会保険的な面が
残っているということも言えるわけで
ございまして、その点は、その方々が
自分たちの努力で将来の老齢の安心度
を高めるといふことを幾分援助する、
幾分協力するといふ考え方、付加し
た考え方であることを御了承いただき
たいと思ひます。

○木下友敬君 百分の一くらい社会保
険的な考え方が残っていると言われま
すけれども、必ずしもそうではない。
これはほんとうの社会保障ということ
であれば、もう少し私は踏み切って、
たとえば、これはまたあとでお尋ねし
ますが、事務費の問題でもっと力を
入れてやらなければ、私はほんとうの
社会保障とはいえないと思ひるのであ
ります。それでもまだ細部にわたっ
て調べてみますと、政府案よりかはま
だ社会保障的なにおいては強いように思
う。厚生大臣はどうでしょうか。同じ
質問に対して、今度厚生省が出してお
りますこの国民年金案は、私はまだこ
れは保険の臭気が非常に多い。ほんと

うの社会保障とはいひがたいという疑
問を私は持つておるのです。といひま
すのは、たとえば四十年に掛金の
積み立てが二千三百三十一億幾らにな
るのですが、それから五十五年には一
兆三千五百七十億という莫大な資金
が残ってくる。経済の膨脹と並行をし
て、二千億とかあるいは一兆何千億と
かいっても、こうなつてくればそう大
きな金でもないという見方にもなつて
こようと思ひますけれども、私はこう
いうふうには保険税あるいは国民年金税
として取り立てていって積み立てて、
そうしてこれを政府部内に置いていく。
これは商業的な経営でも成り立つと思
う。こんなことならば、たとえばことし
の事務費なんかは百十億出てるわけで
すが、これを町にあるところの生命保
険会社のようなものにまかせて、それ
だけの金を集めさせてやれば、これは
時代の推移と並行して非常にいろいろ
の事業をやっていくに違ひないのです
から、商業的に成り立つのではないか
と思ひます。ただ、政府が不幸にして
不幸ではございませぬけれども、政府
の建前として商業はやれない。だか
ら、きわめてじみじみ経営をして、資
運用部なら運用部で金は運用してもら
うというふうな建前をとっているか
ら、まあそれで商業ではないと言えま
すけれども、私はこれは商業的な経営
の可能な状態——それなら何も国が社
会保障といわないまでも、一般国民
に、営業として、皆さんが六十才ある
いは七十才になられてから毎年これだ
けの年金を差し上げますといつて、信
託のような格好でやるのと私あまり違
わないと思ひます。もっと国がこれにうん

と、相当の金を突っ込んでやるならば、これは国が社会保険をやったんだということが言えると思うけれども、大臣は、この点についてどういうお考えでございましょうか。

○国務大臣(坂田道太君) 一番基本的な、また根本的な御質問だと思つてございしますが、私もといたしましては、御承知の通りのように、提出制を基本として、経過的、補完的に提出制でやつていきたいというわけでございしますが、この提出でやるかあるいは無提出でやるかという問題は、これは単にわが国の社会保険あるいは年金というものをやります場合だけでなく、やはり世界の社会保険のやり方というものを考えてみました場合におきまして、やはり大きな問題になってきておると思うのであります。ある国においては全然無提出的な考え方であるが、おる国もあると思つておる国もあるが、また、提出制でやつておる国もあると思つておる国もあるが、大体の世界の傾向といたしましては、やはり大体この提出制というものを基本としておるのではないかと、いふふうに私は聞いておるわけでございしますが、私もこの立てました案と申ししますが、日本の社会保険というものの考え方というものが一体どういふ考え方であるかというところが一応やはり基本になるかと思うのであります。狭義に申しますならば、やはりこれは憲法二十五条にありまする社会保険というものは、やはりこれは社会保険というものを意味するかと思つておる。しかしながら、普通には、やはり社会保険は、社会保険と公的扶助、こういうものをやはり含めて考へるのが適当だと私は考へて

おりますが、さらに私どもの考え方といたしまして、今後、日本におきましても、やはり単に社会保険あるいは公的扶助のみを社会保険だといふふうに言ひ切れないものがあるのじやないか。さらに進めば、やはり社会の必要といひますか、ソーシャル・サービスといふことも含めて社会保険、こういうふうな考へなければいけないのじやないか。そう考へて参りますと、たとえて申しますれば、公衆衛生等の面におきましても、私はやはり公衆衛生、予防行政といふようなものも、今日の段階においてはソーシャル・サービスがある、それに対してソーシャル・サービスといふふうなものをつけ加えていく、こういうふうな私どもといたしましては考へなければならぬと思つておる。日本の社会保険の現実というものを考へた場合においては、公的扶助といふものがやはり一つの一本の柱になつてきておる。それに社会保険といふものが加わつてきて、しかもその中核として医療保険といふものが基本になつてきておる。それゆゑにこそ各種の社会保険ができて、そうしてまた、われわれとしまして先般国会の御審議をわすらわしました国民皆保険に踏み切つた、さらにまた、所得保障の大きな柱といたしまして、今回国民年金法案を提出いたしておる、こういうふうな私どもは実は考へておるわけでございす。この考え方というものは、単に経済的な意味におきまして、あるいは財政政策の面からいつても、私はやはりそこにとりましても提出制を基本としなければならぬといふ考へ方も一つは出て参ります。一方において出て参り

ますけれども、私も立てました社会保険というものの考え方並びに国民年金を打ち立てました所得保障としての国民年金を御提出申し上げました考へ方の中には、単に経済的なあるいは財政的な意味だけでなくて、やはり考へ方の基礎におきまして提出制——自分の老後については自分の所得のある間においてこれを積み重ねていくといふ、こういう考へ方がやはり国民の一人一人の方々にあまねく認識をされたい、この考へ方から今度だ、こういう一つの考へ方から今度の法案を案は組み立てておるわけでございまして、決して、単に財政経済的な考へ方だけでなく、やはり基本的な考へ方として、私たちは、保険料といふものを納めてそして老後の年金を自分たちが積み立てていく、しかも、自分たちが積み立てていく金ではどうにもならぬので、積み立てた金ではどうにも二分の一といふものを国が見ていく、しかしまた、制度の立て方からいつて、単なる生命保険と違ふところは、いかなるインフレーションあるいはまた、経済変動等にも、国の制度として打ち立てました以上は、やはりこれを国が責任を持つて見ていく、こういうような体制がむしろ私は望ましい体制ではなからうかといふふうな考へておるわけと申しまして、社会保険制度審議会の答申におきましても、やはり一応提出制といふことを基本とするということには完全に私たち一致しておると思つておるし、その他の先進諸国におきましても、むしろ提出制を基本とするといふ考へ方の方がより支配的な傾向ではなからうかといふふうに私は考へておるわけでございす。

○木下友敬君 今の、社会保険とそれから社会保険の傾向といふことについて大臣の答弁がございましたが、八木委員は、今のお話を聞いておられまして、あなたのお話の御説明になったこととの間に何も矛盾を感じになりませんか。

○衆議院議員(八木一男君) 大いに、猛烈に矛盾を感じるわけであります。私のさつき申し上げましたのは、社会保険は、私の考へ方では、政府案と比較いたしましたなら天地雲泥の相違ほど社会保険的であらうと確信を持っております。これは純粋に、これからもう何にもかわりなしに社会保険的な制度を作らうかといふ純粋な立場で、百歩譲つて、一部分に社会保険的な要素があるといふことを、ほんとうに正直に百歩譲つて申し上げただけでございす。政府案と対照いたしましたならば、これは社会保険的といふ言葉を何百回使つてもいいくらいに社会保険的にできておると思つておる。社会保険的な点でございす。政府案の方は、今坂田厚生大臣が提出制を基本とするとおられ、そして諸外国の例とて、あるいはまた、社会保険制度審議会の答申の例をとられた。わが社会の年金法案も提出制を基本といたしてございす。しかし、その提出制を基本とするといふことについて、よく考へる必要があると思つておる。所得保障と国民年金制といふことは、本来ならば無提出制といふことが、ほかの条件が許せば一番いい制度ができると思つておる。その制度が許せば、ほんとうに必要な人に必要な金額を上げる、ほかの条件だけではなしに……、それが一番いい制度であります。しかし、こ

れは、所得保障の制度がすっかり徹底してない国において社会保険をそれだけするためには、減税をストップして増税をしなければならぬ。ところが、減税論が一般的に強い社会において、そこまでの金額を一般財政から支出することは、事実上不可能の状態にある。ですから、できるだけ国庫負担をやつて、無提出と同じ状態にするといふことが一つ、それからもう一つは、それだけでは大きな年金がでないで、先ほど坂田さんが言われましたように、自分たちの老後を自分たちで用意するといふ要素、この要素が、今の世界の人のいろいろの関心の程度、特に日本の国民のこういう関心の程度においては、自分たちの老後を自分たちが用意するといふ要素は入れた方が、制度を大きくする要素はるかに強いわけであります。そこで、政府においても自民党においても、日本社会党においても、各審議会においても、提出制を基本とするという考へ方は、そこから始まつておると私も考へておる。ところが、それは、自分たちの老後の準備を自分たちがしていくといふことでなければ、いろいろそうなりにくいからといふことであつて、今度提出制の年金の内容を、純粹に社会保険的、いわゆる普通の保険——私的保険を公的保険にしただけだといふような要素で分けていいかどうかといふ問題になりますと、これは全然別問題であります。で、そういうふうな、自分という言葉を、坂田厚生大臣は将来は自分で用意するといふ言葉を使われ、後に自分たちの将来は自分たちで用意するといふ言葉を使われた。あとの方の、自分たちの将来を

自分たちで用意するという言葉に徹しななければいけない。そうならば、自分たちの中で、負担能力のある人がたくさん負担して、負担能力の少ない人は少ししか負担しなくていいし、それが逆になることがある——あとで貧乏人が金持になり、金持が貧乏人になることもある、そこで、自分たちで用意するという立場に立ったならば、これは社会保障になる、それは自分のことを自分で用意するという事になれば、保険料をたくさんかけた人がたくさんに受け取るということは当然のことでありまして、これは年金に支払条項をつけたのと大差ないことになってしまひまして、年金の意味はなくなりまして、自分たちで自分たちの将来を用意するという事になりますと、拠出制の中でも分け方が大幅に違ひ、政府も幾分免除規定などを作られまして、一部分そういう考え方をくわすかに取り入れられているわけでございまして、社会保障の、憲法の精神を生かそうとすれば、自分たちという考え方を大きくすれば、年金の保険料を、政府の方ではフラットにしているのをこれを取入比例することができまして、また、分ける方も、政府の方は、保険料を四十年払い込んだ人は月三千五百円、二十年の人は月二千円、十年の人は月千円、十年未満の人は年金がない、三年未満の人は、保険料も返っていないというようなきさまになっているわけでありまして。そして三年未満の人が、ボーダー・ラインの人が、一番気の毒な人が、苦心をして納めた自分たちの保険料が仕合せな人の年金に当てられるということになれば、その年金制度を通じて収奪が行わ

れるようなことでは社会保険的ではありません。その意味においては、自分たちの二年間の保険料がふいになるから、政府の国民年金制度を通じて、貧乏人が金持に金を取られる収奪制度でありまして、これは社会保険のより以上に収奪的な制度であるということも言えるわけですね。ほかはそんなに悪くないところもありましてけれども、その時点だけはそういう考え方でありますから、政府案と社会案とは大いに違ひ、そういうふうな分け方ということ、それからもう一つは、拠出制の次に積立金という話が必要だと思ひますが、そうしてこれも拠出制から積み立てなければいけないということもなれないと思ひます。完全に積み立てなければいけないということは簡単な議論でございまして、一部分賦課方式をとるということが考えられても、賦課方式をとられた部分は無拠出制と同じような効果を現わすわけでございまして、ですから建前としては、拠出制をとつても部分的に賦課方式をとればそれだけ無拠出という完全な理想の姿に近くなる、他の政府の健康保険にしても、日雇労働者保険にしても、みんなこれは、政府は今まで全部賦課方式をとつておられるのです。ところが、当然賦課方式をとつた方がいゝ制度である年金制度において、政府の国庫負担を積立方式にされたという事で、ほんとうに年金が大きくなり得ないという要素が出てくるという点もある。この点も拠出制がいいのだ、拠出制は積立金だというように保険会社の経営みたいに割り切つた、ほんとうに制度を前進しようという考え方がなしに、ほんとうは無拠出制がいいが、そういう

事情で拠出制をとつた、そうならば、国庫負担の分だけ積立制をとれば、それだけ無拠出の味が出てきていいのではないかと、そういう考え方も出てくるのであつて、また、自分たちで自分たちの将来を用意するならば、その中で自分たちの中で、富める者が貧しい者に対して、そういう補てんをするような、そういうような定額制の保険料でなしに高低のある保険料、そういうものを考えるべきであると思ふ。衆議院の審査中におきまして、厚生大臣並びに小山審議官の方から、そういうふうなフラット制じゃない方がいいという考え方は持つていらっしゃるけれども、とりあえず、そういうような答弁があつたのを伺つております。政府においてもこの定額制の保険料じゃない方がいいという概念は持つておられる。ところが、持つておられるならばなぜ始められないうのかと私たちは言いたいわけですね。そういうわけで、社会案の方は全国民が年金をもらえる。それは保険料を払うか、払わないかには一切関係ない。三十五年全部免除してもらつても、一文も払わないでも八万四千円ももらえる。一生年金額は一文も変わらない。納める方は保険料は高低がある。厳格に国民に親切な免除の規定がついておる。免除は政府の方もまねておられます。それと特別年金額も、政府の方の援護年金の過渡的な部分に当りますけれども、そこで政府の方は、結局社会保険的に考えられるならば、特にひどい身体障害者というような所得能力の最もない者に厚みをかけるべきであるのに、その金額の厚みがかかつておられない。一級の外傷障害だけについておるけれども、内部障害なり、二級障害な

り、三級障害には一文もやらないという態度を示しておる。そして身体障害者には家族加給もない。母子家庭にはついておる。そういうようなアンバランスをつけておられる。母子家庭よりも、老齢家庭よりもはるかに所得保障を受けるべき条件が多いのにそれと同じ条件なんです。老齢の方は社会保険的に考えるべきであるのに、五十万世帯、月四万というふうな、ある程度楽隠居の状態の人に支給するような制度を作りまして、たとえば、月一万円くらゐの、六十九才で死ぬ農家の主人たちには、実際上一文もやらないというふうな分け方をしておる。金額については、政府の財政方式があるからあげなければいけないが、ある程度金額は、ある程度限度がありますから、その分け方を最も有効適切に社会保障的に分けなければならぬ。その分け方が逆になつておるという点でいけないと思ひますけれども、その点は社会案の方は、完全に社会保障的に考えておる。

自分たちの将来、このたちという言葉をに入れるか、入れないかということ、が、保険であるか、あるいは保障であるかというように思ふのです。それと同時に、政府案が考えておること、それから八木案が考えておること、その中で、一つ私がお聞きしておきたいのは、一休政府あるいは八木議員は、社会福祉の限界という事についてどう考えておられるか。老後に限らず、身体障害者にしても、あるいは母子家庭にしても、とにかくこの世の中から貧乏で困るような人はもう一人もいないようにすべきだというのは国民全体が希望しているところである。それについて社会あるいは国が十分に保障をしていくべきであるという、これも概論としては正當なことであると思ふ。しかし、一方ではいろいろものを説んだり、あるいはお話を聞いておれば、無制限に福祉事業を成長させていく場合にはなまけ者を作るのだというふうなことを言われることが非常に多いわけですね。私もどこかではやはり限界が必要ではないかと思ふ場合も多々ありますが、私自体またその解明はできておりません。しかし、政府としては、一休福祉事業というふうなものを、この社会政策の一つとして福祉というものをどの辺まで持つていくか、これについては相当のもう一回またお考えがあるはずだと思ふのでありまして、一つ御所からお答えを願ひたい。

○木下友敬君 大へん御懇切な説明でありました。聞いておりますと、非常に長かつたけれども、結局は、大臣が自分の将来と考へられておること、

ないところまでできない現状がござい
ますので、憲法に保障された健康で文
化的な生活を全国民に保障するという
ようなことを、現在の段階においては
限界とすべきだと考えております。だ
れども、観念的には、限界はないも
のだと考えております。人間はあらゆる
幸福を最大限に追求したいと思
う。将来の社会においては、オート
メーションが発達したり、いろいろな
諸産業が発達して、人間の今の八時間
労働というようなちやちやなものでは
なしに、人間の生産年齢人口のごく丈夫
な若い人だけが一日に三時間働けば暮
せる時代が来るべきだ、また、く
つつあると考えます。その場合には、
働くということ——働くということとは、
今度はもう権利になってくると思う。
権利になってくると思うので、大休、
働くということは若いからだに障害の
ない、奥さんみたいに家族、子供を見
なければならぬという条件のない人
だけが、一日に二時間ぐらいずつ働い
て、それで全国民が健康で文化的な生
活ができる世の中が必ずくると思う。
その場合には、働くということ、生
活ということは、その場合には今みた
いに直結しない時代がくると思う。す
べての国民が、健康で文化的な一番望
む生活ができるという世の中がこなけ
ればならない。それをささえるために
は、ほんとうに若い、ほんとうに丈夫
な人が二時間か三時間働けばいい時代
がくると思う。そういうことを考えれ
ば、限界というものは、まだその
時代は参っていません。現在の
ところは、憲法で定める健康で文化的
な最低限度の生活を保障するというと
ころにモットーをおくべきであると私

どもは考えておる。基本的にはそれで
ございまして、それがすべての面でそ
こまで達しておらないと思う。なまけ
者を作るといふような考え方がありま
すけれども、人間の本来の性格は、なま
けるというよりは働きたい性格があ
ると思う。それをいい条件で働けな
い、働いても報われないというような
条件にあるからそういうことが出てく
るわけでありまして、一日じゅう一週
間寝かしておいたら、必ず働きたくな
ると思う。ですから、人間を悪人と思
わないで、国民を善人と見るべきだ
と、国民が正しいよい人であると思
政治を行わなければならぬ。それを
国民を悪人と見て、罪人である、ど
ろぼうと見て、それでなまけるような
つは絞めなければならぬというよう
な政治の運用は、政治のやり方として
はいけないと思う。ただし、現在の状
態においては、いろいろなことがある
から、逆選択をすることはある程度必
要であります。概念的には、なまけ者
になるからという考え方は、現在の政
治の貧困を物語っているものだと思
いまして、現在の貧困な状態からでき
るだけいい状態に導く、そのためには国
民が善人である、国民は積極的にそん
なことをしなくても働けるという概念
で政治を進めて参る必要があると考
えます。

○国務大臣(坂田道太君) 社会福祉の
限界というものをどこに置くか、これ
は非常に大きな問題だと思ひます。た
だ先ほど私がお答えを申し上げました
ように、とにかく社会保障という考え
方、あるいはそれが制度上に各国に取
り入れられてきたというのは、やはり
何と申しまして、これは第二次大戦

以後ではないかと思うのでございま
す。もちろんそれはイギリスにおいて
は救済法以来のいろいろな、社会福祉
事業あるいは諸制度がございまして、
漸次発展もして、そうしてそれが第二
次大戦後のベバリッジ案になって、今
日のイギリスの社会保障制度というも
のが確立したともいえると思ひます
が、たとえばニュージラランドにお
いては、それに先行すること、一九三八
年くらいに、ニュージラランドにお
いては、現在の社会保障制度を打ち出
して、この間来られたニュージラ
ンドの總理大臣であるナッシュさん
も、そのメンバーの一人であるとい
うことも承わっておるわけにございま
す。しかし、考え方の基礎として、や
はり第二次大戦以後において、社会保
障というものが、われわれが今日議論
しておるような問題が取り上げられ、
また、それが制度化されてきたとい
うことは、一応歴史的にいえるのじや
なからうかと思ひます。そういう場合
において、やはりその国々の一つの年
金制度、あるいは所得保障をやつてい
く場合の一つの必要度というものがある、
ニュアンスというものがあつたとい
うか。たとえて言えば、フランスは御
承知のように、非常に人口問題が
取り上げられて、むしろ出生率と死
亡率との関係が減少の傾向になつて
おる。これは何と申して、國家ある
いは社会というものを維持していくた
めには、ある程度の出生率というもの
を高めていかなければならぬという
ような観点も加味されて、フランスに
おいては家族手当というものに重点を
置いて年金法というものが組まれてお
るということも聞いております。ある

国においては、老齢人口というものが
非常に将来大きな問題になつてくる。
で、それに応じたところの、やはり老
齡人口を養う——お互いによつてさ
えていく社会連帯の考え方において、
働く人たちがこの人たちがもつてい
くというようなこともございまいし
し、将来自分たちが老齡人口の中に
入つていくという意味において、その
所得のある間に幾ばくかの金を積み立
てて、そして、それに対して國が補助
をしていく——今度は國がまた幾ば
かの國家的支出をやつて、そうしてそ
の人々を保障していくと、こういう
ような考え方でおのおの特徴があるか
と思ひます。で、先ほど
お話のございましたように、自分たち
が老後の生活のささえを所得のある間
において積み立てていくという考え
方、そしてまた、しかしながら私に言
わせれば、自分たちというこの言葉
は、やはり自分というものがなくさ
集まつて自分たちというものがなけ
ばならないので、自分というものが
い自分たちというものは私はないと思
ひます。その意味において、その自分
たちというものの分析といひますか、
が非常に違つたので、非常に元氣な方
もある、そうでない人もある、あるいは
障害を受けられた人もある、病氣の方
もある、五体のそろつた人もある、そ
うじゃない、五体の不完全な方もあ
る、こういうようなことから考へて、
少くともわれわれがそういう年金を組
み立てます場合において考へること
は、自分の天から与えられた一つの能
力と申しますか、あるいは健康と申し
ますか、それが自分の意思ではないも
のによつてそういう社会的な活動がで

きない人たち——少くとも人間とい
うものは生まれてからだんだん働く活動
に入ります、所得活動に入ります、そ
れがだんだん働けないような、所得活
動ができないような状態になつてい
くという意味において、一つの限界が引
かれると思ひます。これは、年令的な
意味において老齡年金というものが生
まれた私は一つだと思ひます。それか
ら、年令的なものでなくて、ここに障
害——自分が普通の人間なら、完全な五
体のそろつた健康な人間として生まれ
落ちてたわけであるけれども、そうでな
くて、どうしたわけかしらぬけれど
も、とにかく自分の意思ではないほ
のかの普通の人よりも働けないというよ
うな状況、つまり障害者、それからま
た、夫が死亡した、そして未亡人に
なつた、そして子供は養育をしていか
なければならぬ母子家庭、こういうよ
うな関係、これをまずとらえるとい
うことが一つの段階だと思ひます。そ
れからまた、働くといひまして、こ
れが働く意思はあつて、働く能力は
あつても、それを受け入れるところの
社会的現実があるかないかということ
が一つの問題であつて、こゝでたと
えば年金を考えます場合においても、一
方において働く意思があり、働く能力
を持つておつても、なおかつそれを受
け入れる社会的な条件が備へられてお
るかないかというところに一つの問題
があると思ひます。たとえて言うならば、
この間、私、予算総会でも御答弁を申
し上げたわけですが、同じ貧
乏、貧乏追放といふことを考へた場合
でも、アメリカのような国民所得の非
常に高いところ、日本のような国民

所得の少ないところでは、その貧乏の意識というものは非常に違わなげやない。より以上に貧乏というものの意識を日本人としては考えなければならぬ。早い話が、たとえばアメリカにおいても一九四八年に上下両院においてボーダー・ラインの調査をしたところが、アメリカ全世帯に占める貧乏人世帯というものは大体一二％であつた。日本においても、厚生省で発表いたしてありますボーダー・ライン層というものは大体一二・六％だといふ。しかしながら、アメリカの生活保護基準というものは二千ドルにこれをきめておる。たとえば一般生活水準に対して、その貧乏水準といふものは六割のところで押えておる。日本の場合においては、一般生活水準に対して二割か三割というところに押えられておる。そうするならば、国民所得がアメリカに比較して日本が十分の一、あるいは九分の一だとすると、おそらく二十分の一かあるいはアメリカの三十分の一の、そこに貧乏の開きが、格差が出てきておる。そうすると、アメリカにおいてたとえば金持でない、貧乏人と申しまして、あの社会においては餓うと思へば、あるいは餓う意思があるならば、多少の餓う能力があるならば、大体金持になれる。こういうところにおける貧乏というものは、それと、それから日本の場合では、先ほど申しましたように、餓うと思つても餓う機会の恵まれない、与えられておらない、機会がない、この状態においては、非常に貧乏というものの問題がもっと深刻でなければならぬ。だから、アメリカの場合において、貧乏

だといふものは大体なまけ者なんだ、こういうことがアメリカにおいては言える。しかし、そういうことは直ちに日本においては、今言うように、三十分の一の貧乏の社会的現実がある場合においては、これはどうしたつてその貧乏といふことは言えない。ここに私は特に、日本に貧乏の追放といふことを言わなければならない現実があるのではなからうか、こういうふうな考えでくると、まず、年金という所得保障を打ち立てていく、あるいはまた、一面において、その基礎になるところの医療保障であるところの国民皆保険といふものもやってくる。しかし、もつとその前提となるべきものはやはり失業対策でなければならぬ。あるいは完全雇用の道でなければならぬ。あるいは減税政策でなければならぬ。もつと基本的な言ひならば、経済の基礎を確保していくといふことでなければならぬ。そういうふうな、つまりソーシヤル・ニードといつても、アメリカの場合のソーシヤル・ニードと、日本におけるソーシヤル・ニードといふものとはおのずと違つてきておる。フランスの場合、あるいはイギリスの場合においても、ソーシヤル・ニードは違ふ。あるいはイギリスの場合、一九四五、六年にビバレッジ案ができたときのソーシヤル・ニードといふものと、それから一九五七、八年の今のソーシヤル・ニードといふものは違つていなければならない。そうすると、その各段階に依つてそのソーシヤル・ニードといふものに依つてこのソーシヤル・サービスといふことが必要にして現実的な私たちは社会保障の考え方ではなからうか、こうい

うような考え方からいたしまして、日本の場合において、そのソーシヤル・ニードといふものは何だ、こういうことが当面の問題として私はきたと思うのであります。そういう考え方からして十分理想を、そのソーシヤル・ニードを満たして、完全に満たしておるというところは申し切れませんけれども、少くとも基本的な考え方として、日本の現状のソーシヤル・ニードに依つておる一つの立法措置、年金法といふものを私は出し得た、まあこういうふうな大づかみとしたしましては考えておるわけでございまして、そのソーシヤル・ニードが一体何かといふことが、いわば御指摘になりました大体社会福祉の限界といふことになるかと思つてございまして、○木下友敬君 今の問題ですが、私は、社会福祉の限界といふことの論議には、それが資本主義社会であるか、あるいは社会主義社会であるかといふことに大きな違いが出てくると思つておる。たとえば自分の将来といふことは、これは人間の場合だれでも努めなくちゃならぬことであるし、本能である。ただ自分の将来のために備えるけれども、そこへ社会的にいろいろな条件で損害をこうむる。自分の責任でなく社会的な事情のために損害をこうむるといふことなのだが、それは社会主義社会ではなくして、資本主義社会において特に自分に原因のない損害をこうむる場合が非常に多い。日本の場合においてはそれが一番顕著に現われてきておる。それを救うために私どもは自分の将来といふ一つの集約的な考え方を持ってきたところに互譲の精

神ができてきて、これが社会主義社会の温床である、こう考えるわけであります。そこで、社会主義社会といふものはどんなものかと言へば、これは私がここで申すまでもなく、福祉の限界のない、十分の福祉施設の完成されたものがこれは社会主義社会といふことができると思つておる。完全な社会主義が出てきたとすれば、もう特別に社会福祉をどうしようといふことの必要はない社会でなければならぬと思つて、だから、資本主義社会におきましては、どうしても貧乏がついてくるという必須の条件がございまして、資本主義社会においてこそ福祉といふものを特に考えなければならぬ。そこで、私が希望するところは、資本主義社会においてこそ福祉の限界といふものはないのだといふような考えを持つて福祉事業に進んでもらわなければ、いつまでたつても世の中の谷間といふものは消えていかぬ、私はこう考えます。しかもそれは社会主義社会にいわば一番いいけれども、いかなくても、為政者の考え方次第では、資本主義社会においても福祉の限界を考えないでみんなの国民が楽しくいけるということができるはずだと思つてございまして。

そこで私は、それに関連してもう一つここでお尋ねしておかなければならぬのは、これは今度だけの問題ではないが、これは社会党がいろいろごさいませんが、社会党がいろいろな法律案を出した場合に、まず一番こうむる非難は何かといふと、非現実的だといふ言葉でいつも葬られる。その御多分に漏れず、今度の八木案にいたしまして、公聴会においてもそういうことを言つた人がございまして、なぜ反対をするかといふと、そのおもな原因については非現実的であるといふことで一蹴された場合がある。私どもは、自分の党から出した国民年金のこの案が決して非現実的であるとは考へていないが、大臣もおそらく自由民主党の出身の大臣として、自分の作つておる政府が出した案が社会党の案にはるかにまさつておるという御自信があることと同時に、社会党の案は非現実的であるといふお考えがあるならば、その非現実的といふのはどこであるか、なかつたらばいいですけども、非現実とおぼしめすならばその点を示していただきたい。

○岡本大臣（坂田道太郎） これはなかなかむずかしい問題だと思つて、すけれども、ただ私も思つて、これは私も私の方で計算をいたしたわけでございまして、これは八木委員の方で御反駁があるかと思つて、今度の年金をお出しになつて、そしてこれをわれわれのところよりも、たとえば特別年金においては七十才を六十才から支給開始をやられる。あるいは特に障害者に対しまして、御承知のように、内部障害といふものを含めておやりになる。その案そのものは非常にこれはけつこうな案だと思つて、しかし、これが現実的であるかといふことは、一体今日の日本財政から考へて、これが予算に組み入れられるかといふ問題が私は現実的であるか、非現実的であるかの区別だろふと思つて、もしほんとうに現実的な案であつたならば、今度の予算委員会にときにはやはりこの年金を含んだ予算案を御提出願わなければならぬ。これは思つてはなからうかといふふうに私は思

通りだと言われるはずもないし、私自体も非現実的ではないと考えるけれども、私から非現実的でないということを通じて大臣と議論するよりも、提案者のあなたからその非現実的でないというおぼしめしを一つ徹底的に述べて

もらいたい。

○衆議院議員(八木一男君) 社会党の案が現実的だというようなことは、年金というものを知らない人が世の中で言っているようであります。非常に年金制度というのは構成がむずかしい

ので、そういう何といいますが、熟さない意見があったわけでありますが、国会で政府案並びに社会党案が審議されるに従って世の中の関心が高まりまして、そういうことがだんだん解消してきたように思うわけでありませう。衆

聴会で私がこの耳で伺ったところによりますと、衆議院の公聴会において、は途中退場されました方には質問はできませんでしたが、そのほかの委員の方の一人を除いた全部は社

うな御発言でございまして、お一人け
社会党案と政府案のまん中ぐらいのこ
いのを、これは未亡人会の会長の方でござ
いますが、やってほしいというような御
意見でございました。九州地区の地方
公徳会に参りましたのでございします。

が、大体において半数は、全面的に社会党案を逐次やるべし、半分は、これは自民党推薦の方でございますが、いろいろ御説明をいたしますと、社会党案は——とにかく説明の前に社会党案

財政その他から見て実現がすぐには困難ではないかという御意見でございます。

したいけれども、論議を重ねた結果は、政府案は非常に乏しい、そして社会党案とまん中ぐらゐの線まで持っていかなければならぬということを手党の推薦の公述人が言われたような状況でございました。ところで、今坂田さんの方から、初年度の金額その他について言われましたので御説明をさせていただきますますと、厚生省の方はどのような計算をなさったか存じませんが、私どもは私どもなりに今の統計のあらゆ

し、対象者も多くなりますので、それを御計算になりますと相当の金額の差異が出てくると思うわけであります。そういうことでございまして、一錢一厘違わないとは申し上げませんけれども、私どもとして最も良心的な計算をいたしましたのが平年度一千二百十二億になるということで、私どもは自信を持っております点をぜひ皆さん方に御理解を願いたいと思うわけであります。

が、大体それくらい金の額、そうなりますと七百億を、それだけ引きますと五百億円それ以上ちよつとの金額が必ず要ということになります。ところが、毎年租税の自然増収によりまして相当の金額が、石橋内閣のときにおきましては二千億以上の自然増があつて、一千億の積極予算、一千億の減税というような政策をうたわれ、各年度においても同様なことが起つております。そこで、社会保障の考えが徹底され、ま

ます。また、医療保障の方のおもな問題には社会保障に対する国庫負担がございますが、そのうちの半分は結核に対する問題であります。結核の全額国庫負担をすべしということとは社会党が主張し、社会保障制度審議会も全額国庫負担でございます。政府は二、三年前までそれを持っていながら、それをあきらめて、濃厚感染源ということでございまして、たとえば三百億つぎかしてまいります。たとえば社会保障制度審議会の込むべしという

次に、完成時のことが一兆になるような推算をされました。これも解せないわけでありませう。千二百億と二千億の差のことで今申し上げたことをお聞き下されば、この推算について、私どもの考え方と、ほかの方が考えられた案というのとは幾分相違があることはお気づきであろうと思います。厚生省が出された人口動態の統計で推算をいたしますと、七千億をちよつとこえることになると思います。一兆には足りませ

1999, 2000, 2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2031, 2032, 2033, 2034, 2035, 2036, 2037, 2038, 2039, 2040, 2041, 2042, 2043, 2044, 2045, 2046, 2047, 2048, 2049, 2050, 2051, 2052, 2053, 2054, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063, 2064, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069, 2070, 2071, 2072, 2073, 2074, 2075, 2076, 2077, 2078, 2079, 2080, 2081, 2082, 2083, 2084, 2085, 2086, 2087, 2088, 2089, 2090, 2091, 2092, 2093, 2094, 2095, 2096, 2097, 2098, 2099, 2100, 2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106, 2107, 2108, 2109, 2110, 2111, 2112, 2113, 2114, 2115, 2116, 2117, 2118, 2119, 2120, 2121, 2122, 2123, 2124, 2125, 2126, 2127, 2128, 2129, 2130, 2131, 2132, 2133, 2134, 2135, 2136, 2137, 2138, 2139, 2140, 2141, 2142, 2143, 2144, 2145, 2146, 2147, 2148, 2149, 2150, 2151, 2152, 2153, 2154, 2155, 2156, 2157, 2158, 2159, 2160, 2161, 2162, 2163, 2164, 2165, 2166, 2167, 2168, 2169, 2170, 2171, 2172, 2173, 2174, 2175, 2176, 2177, 2178, 2179, 2180, 2181, 2182, 2183, 2184, 2185, 2186, 2187, 2188, 2189, 2190, 2191, 2192, 2193, 2194, 2195, 2196, 2197, 2198, 2199, 2200, 2201, 2202, 2203, 2204, 2205, 2206, 2207, 2208, 2209, 2210, 2211, 2212, 2213, 2214, 2215, 2216, 2217, 2218, 2219, 2220, 2221, 2222, 2223, 2224, 2225, 2226, 2227, 2228, 2229, 2230, 2231, 2232, 2233, 2234, 2235, 2236, 2237, 2238, 2239, 2240, 2241, 2242, 2243, 2244, 2245, 2246, 2247, 2248, 2249, 2250, 2251, 2252, 2253, 2254, 2255, 2256, 2257, 2258, 2259, 2260, 2261, 2262, 2263, 2264, 2265, 2266, 2267, 2268, 2269, 2270, 2271, 2272, 2273, 2274, 2275, 2276, 2277, 2278, 2279, 2280, 2281, 2282, 2283, 2284, 2285, 2286, 2287, 2288, 2289, 2290, 2291, 2292, 2293, 2294, 2295, 2296, 2297, 2298, 2299, 2300, 2301, 2302, 2303, 2304, 2305, 2306, 2307, 2308, 2309, 2310, 2311, 2312, 2313, 2314, 2315, 2316, 2317, 2318, 2319, 2320, 2321, 2322, 2323, 2324, 2325, 2326, 2327, 2328, 2329, 2330, 2331, 2332, 2333, 2334, 2335, 2336, 2337, 2338, 2339, 2340, 2341, 2342, 2343, 2344, 2345, 2346, 2347, 2348, 2349, 2350, 2351, 2352, 2353, 2354, 2355, 2356, 2357, 2358, 2359, 2360, 2361, 2362, 2363, 2364, 2365, 2366, 2367, 2368, 2369, 2370, 2371, 2372, 2373, 2374, 2375, 2376, 2377, 2378, 2379, 2380, 2381, 2382, 2383, 2384, 2385, 2386, 2387, 2388, 2389, 2390, 2391, 2392, 2393, 2394, 2395, 2396, 2397, 2398, 2399, 2400, 2401, 2402, 2403, 2404, 2405, 2406, 2407, 2408, 2409, 2410, 2411, 2412, 2413, 2414, 2415, 2416, 2417, 2418, 2419, 2420, 2421, 2422, 2423, 2424, 2425, 2426, 2427, 2428, 2429, 2430, 2431, 2432, 2433, 2434, 2435, 2436, 2437, 2438, 2439, 2440, 2441, 2442, 2443, 2444, 2445, 2446, 2447, 2448, 2449, 2450, 2451, 2452, 2453, 2454, 2455, 2456, 2457, 2458, 2459, 2460, 2461, 2462, 2463, 2464, 2465, 2466, 2467, 2468, 2469, 2470, 2471, 2472, 2473, 2474, 2475, 2476, 2477, 2478, 2479, 2480, 2481, 2482, 2483, 2484, 2485, 2486, 2487, 2488, 2489, 2490, 2491, 2492, 2493, 2494, 2495, 2496, 2497, 2498, 2499, 2500, 2501, 2502, 2503, 2504, 2505, 2506, 2507, 2508, 2509, 2510, 2511, 2512, 2513, 2514, 2515, 2516, 2517, 2518, 2519, 2520, 2521, 2522, 2523, 2524, 2525, 2526, 2527, 2528, 2529, 2530, 2531, 2532, 2533, 2534, 2535, 2536, 2537, 2538, 2539, 2540, 2541, 2542, 2543, 2544, 2545, 2546, 2547, 2548, 2549, 2550, 2551, 2552, 2553, 2554, 2555, 2556, 2557, 2558, 2559, 2560, 2561, 2562, 2563, 2564, 2565, 2566, 2567, 2568, 2569, 2570, 2571, 2572, 2573, 2574, 2575, 2576, 2577, 2578, 2579, 2580, 2581, 2582, 2583, 2584, 2585, 2586, 2587, 2588, 2589, 2590, 2591, 2592, 2593, 2594, 2595, 2596, 2597, 2598, 2599, 2600, 2601, 2602, 2603, 2604, 2605, 2606, 2607, 2608, 2609, 2610, 2611, 2612, 2613, 2614, 2615, 2616, 2617, 2618, 2619, 2620, 2621, 2622, 2623, 2624, 2625, 2626, 2627, 2628, 2629, 2630, 2631, 2632, 2633, 2634, 2635, 2636, 2637, 2638, 2639, 2640, 2641, 2642, 2643, 2644, 2645, 2646, 2647, 2648, 2649, 2650, 2651, 2652, 2653, 2654, 2655, 2656, 2657, 2658, 2659, 2660, 2661, 2662, 2663, 2664, 2665, 2666, 2667, 2668, 2669, 2670, 2671, 2672, 2673, 2674, 2675, 2676, 2677, 2678, 2679, 2680, 26

年金の支払時期は、実質的には来年度の三月だそうでありますが、本質的には十一月から適用になり、その支払が三月ということになるわけであります。が、少くともそれに間に合うようにそういうことが措置がとられなければならぬと思います。

それから一番大事なことは、法律で明記をされるべきであると私もやはり考へております。で、草生大佐の考へ

では、ただいまのところ、厚生大臣告示で、ただいま現在行われております母体子加算のような告示というようなやり方ではなさろうという考え方は、まだ濃厚なものであります。しかし、私どもも熱心に追及もし、お話しもし、また、お願いをいたしましたところ、法律化も考えようという段階まで達しつつおありになるような状況でございますが、これは少くとも生活保護法の改正、あるいはまた、国民年金法にその部分を加えようというように法律で明記いたしませんと、厚生大臣なり大蔵大臣が、非常に反動的な人間になりかねないならば、この告示を取り消さるゝというおそれもござりまするので、な

だいまの厚生大臣の意圖のみを信ぜず、ほんとうに制度として確立する必要があると私どもは考えているわけであります。

生活保護自体について、まだほかの点でちよっとつけ加えて申さしていただきますと、生活保護法の収入認定

に入れないということは、何と申しましても、生活保護法の現在の建前をなすするか、生活保護法の現在をなすか、生活保護法の現在に建前をなすことに相なります。しかしながら、生活保護法において内職をし、あるいはいろいろな仕事をして立ち上るうとして立ち上ったけれども、こ

が収入認定に入れられて、もたらう金額が同じということでは、自立更生の道がなくなるわけだから、そういう点において弾力性を持たして生活保護法の改正が必要であるが、私は私では考えているわけではございますが、日本社会党はそういうものも合した考え方の方で考えているわけでありまして、少し横道に走りましてけれども、生活保護法の冷遇きわまりのない今の収入認定の規定の算出、このような老齢とか、身体障害者、母子家庭という点で改めなければなりませんし、また、自立更生という点においてもこれを改める必要があるという考え方をしておりますことを御理解を願いたいと思っております。

○国務大臣(坂田道太君) ただいま八木委員からお答えになりました要するに、大体私たちがこの生活保護法の方に対して、どういう国民年金が及んでいくかということが大体御理解いただいたと思っておりますが、私どももいたしまして、やはり生活保護を受けておられる方々に対して国民年金が及ぶという点でなければならぬという、こういう点では同感でございます。従いまして、国民年金がやはり国民のすべての方々に及ぶという、この考え方からいたしまして、この年金額というものが、実質的に生活保護法を受けておられる人たちに及ぶようなふうに考えなければならぬということでは、実は先ほど八木委員からお話のございましたように、私就任いたしましたしてから、このことは大蔵大臣及び閣議了解を以て得まして、ただその額等につきましては、まだ大蔵省と最後の段階に至っておりませんけれども、しかし、私といたしましては少くとも国民

年金というものが全国に及ぶという建前であるならば、少くともこれを八木委員のように千円を二千円というわけにはこれは私も今は考えておりませんけれども、しかしながら、千円はそのまま千円及ぶというところでなければならぬという建前で大蔵大臣と折衝をしておるということを申し上げておきたいと思っております。

また、この法律化の問題についてはいろいろ技術的な問題もございまして、あるいは考え方の方の相違もございまして、あるいは、ただいまのところは考えておりますが、ただいまのところは考えておりません。しかしながら、この点も御指摘がございしたので研究はいたしております。それから、こういうことが厚生大臣がかわつたり、あるいは内閣がかわつたならばどういう反動的な人が出るかわからないからという御心配もこれはあるかと思ひます。しかしながら、今日私は保守党にしろ、社会党内閣にいたしまして、内閣をとつていた場合に、社会保障というものの対して、これを充実していくかいかぬという、このことで私は国民の信頼を維持し得るまいかという分れ目になると思つたのでございまして、今日まで踏み出した以上は、もはやこれは後退するということは私はできないと思つております。むしろ前進あるのみだ。その意味においては先ほど先生からお尋ねにありました通りでございまして、私たちは前進また前進ということでは、私には前回はならぬ。それが、たとえば法律に書かなくとも、少くともそういう額が最初年金が打ち立てられたときに千円及んだならば、もはや一片の法律でもってこれを断ち切るというようなことすらもできなく

なつてくる。そんな意味においては、一片の法律よりも、その施行しましたところの、告示でございまして、私はその力というものは、もはやこれをくすすことはできないというふうに考へておるわけでございまして、そう八木先生が御心配になるようなこととはいいではないかというふうに思つたわけでございまして、ここにわれわれ保守党の行くべき道が実はあるのだ。そこにおいて国民の信頼を勝ち得るというように思つております。

○木下友敬君 今大臣は非常に熱意をこめて御答弁をいたしまして私は非常にうれしいのです。前にも申しましたが、厚生省でもどこでもそうですが、もう古くからおられる方や専門家の方は、もうすでに色めがねをかけて見ておられる、大臣はつきりした透明な目で見ておられるから、従来のことにこだわつたりしない方がいいかといふこの考え方でもやつていかれるという御意思がほのかに見えてゐる。私はこれは非常にいいことだと思つて、どうかそういうつもりで、この生活保護などというものは非常に大きな規制を受けておりまして、生活保護という名前はいけれども、実際にはいろいろのワタで満足どころではない、もう非常にまだあわれな状態、生活保護の適用を受けておるという汚名をこうむつて、その汚名に値するだけの保護は受けていないとさえ言えると思つて思つております。ところが、その年金問題においては、たまたま大臣がそこに踏み切つて告示ですか、そういう方法でもこれに善処していこうと言われることは、これは単に国民年金の問題と生活保護との問題だけではなくして、大臣の思想、考

え方ですね、考え方的一端をお示しになつたのだと思つて、私は将来、生活保護等においてもその考えがだんだん拡大されていくということを希望も持ちますし、非常にうれしく思つておるわけでございまして、どうぞ今も答へになつたことをお忘れないうちに、また、他からの制肘を受けないで、一つその考えをどんどん伸ばしていただきたい、かように思つておるわけで

そこでもう一つ次にお伺いしたいのは、たとえば五十年たてば、昭和五十年には一兆三百とかあるいは百年になれば三兆二千七百とか、莫大な金が出てくる。これを今の構想ではやはり資金運用部にまかせようというお考えの方のようでございます。これは従来の政府のこういう余つた金の取扱いかいからいけば資金運用部に持つていくというのが慣例になつておりますし、また、資金運用部の条文を見ましても「資金運用部特別会計の積立金及び余裕金を資金運用部資金として統合管理し、その資金を確実且つ有利な方法で運用することにより、公共の利益の増進に寄与せしめることを目的とする。」というように資金運用部の第一、こういうことからいいますれば、こういう金は資金運用部に持つていって、そうして公共の利益の増進に資すると、まことにいいことこのやうである。ところが、実際面におきましては、現在までいろいろの方面に出されておる資金運用部の金の出し方は、私は必ずしもこれは正當を得ていないと思つて。それは条文はなかなかよくできておりますよ。たとえば第七條の九項には銀行、農林中金、商工中金等の発行する債券とかい

うようなもので、農林中金とか商工中金とかいうようなものはこれは主として中小企業にいくものですか、そういう方面にまで金が行き渡るといううなことが考えられて、かなり一般国民に行き渡るかと思つてゐるけれども、第十項には「電源開発株式会社の発行する社債」というのがびんときて、実際の運用面からいけばこの電源開発とか、あるいは鉱工業とか、大きな方面にいつているのが一番多い。これはパーセンテージがどのくらいになつて

いるかというところは私は存じませんが、けれども、大部分はそういう大企業にいつていると考えられる。ところが、国民年金にいたしまして、厚生年金にいたしましては、その金が出てくるというの、これはむしろ全国民であり、かつ零細な人からもたくさん集まつてきておる。その運用については、それが直ちにその零細な国民のためになるという方面に使うようにしなければならぬと思つて。ところが、今のこの資金運用部の規定そのものからいって、これは、ここには審議会がございしますが、審議会のメンバーの構成を見ましてもこれはもうお偉い方ばかりで、われわれ零細な国民の味方になりそうなる方は一人もおられない。大企業の味方をするばかりが審議会委員になつておる。私は第一この審議会のメンバーの顔ぶれから、構成メンバーから察えてかからなければ、資金運用部の運営というものは国民にはね返つてくるような運営というものはできないと思つて。と同時に、もし国民年金で集まつた金をどこに預けるかと、どこに使つてもらうかというところであれば、今のよう資金運用部の機構であれば、ここにおまか

うようなもので、農林中金とか商工中金とかいうようなものはこれは主として中小企業にいくものですか、そういう方面にまで金が行き渡るといううなことが考えられて、かなり一般国民に行き渡るかと思つてゐるけれども、第十項には「電源開発株式会社の発行する社債」というのがびんときて、実際の運用面からいけばこの電源開発とか、あるいは鉱工業とか、大きな方面にいつているのが一番多い。これはパーセンテージがどのくらいになつて

いるかというところは私は存じませんが、けれども、大部分はそういう大企業にいつていると考えられる。ところが、国民年金にいたしまして、厚生年金にいたしましては、その金が出てくるというの、これはむしろ全国民であり、かつ零細な人からもたくさん集まつてきておる。その運用については、それが直ちにその零細な国民のためになるという方面に使うようにしなければならぬと思つて。ところが、今のこの資金運用部の規定そのものからいって、これは、ここには審議会がございしますが、審議会のメンバーの構成を見ましてもこれはもうお偉い方ばかりで、われわれ零細な国民の味方になりそうなる方は一人もおられない。大企業の味方をするばかりが審議会委員になつておる。私は第一この審議会のメンバーの顔ぶれから、構成メンバーから察えてかからなければ、資金運用部の運営というものは国民にはね返つてくるような運営というものはできないと思つて。と同時に、もし国民年金で集まつた金をどこに預けるかと、どこに使つてもらうかというところであれば、今のよう資金運用部の機構であれば、ここにおまか

中華民國三十三年三月廿一日

○木下友敬君 私大臣の今のお考えは

う少し大臣ははっきりした、こういう
に思います。ニュー・デール政策なん

1

という大きなことは申しませんけれども、少くともそういうような経済成長の過程において、相当の資金がやりやうによるならば非常に役立つのではなからうかという一面も持っておるというところはまことに同感でございます。だから、これが被保険者なりあるいは社会福祉のために直接的に及ぶということも一方に考えつつ、一方においては日本の経済の発展というものが、そういうものにもそれが影響を持ち、好影響を持っていくという二つの眼でもって事務機構を充実し、そうしてはつきりしたような考え方が及ぶようにしたいというふうに思っておりますが、もしお差しつかえがなければ、事務局からお話を申し上げてもいいと思ひます。

○政府委員(小山進次郎君) ただいま木下先生が申されましたように、この資金の運用は、当然実質的には厚生省の事務局と別にしなければならぬと思っております。大体の検討いたしてあります。要点を申し上げますと、そういう組織は少数精鋭主義でいい。大体の見当としては三人ないし五人程度の委員を設けて、これらの委員の協議で処理するようにいたしたい。この委員の中には、当然のことではありますけれども、財政経済の専門家は相対に入れないかぬと思ひます。そのほかに被保険者の利益を十分考へ得るような人々も入れる。もちろん大蔵省なりあるいは厚生省の事務と連絡のつき得る者も、数は別といたしまして、ある程度入れなくちゃいけない。しかし、中心は何といつても財政経済の専門家を中心にした組織にいたしたい。こういうことでございます。

それから資金の運用の大半その割り振りといったしましては、七割程度のは、何といつてもこれは巨額な資金でございますので、日本経済の基礎をつちかかていくような用途で、しかも被保険者にとつて有利になるような用途を選んでいくような気持でやりたい。その七割のうちで、なおある程度の部分は、物価の変動に対し比較的対応性の強いもの、多くの場合株式ということになると思いますが、それもある程度入れていきたい。それから残りの三割は、いわゆる還元融資というところで言われているような用途に向けていきたい。この三割分についてはこれは先生方当然お考えおき願っております。であります。実は利率を相当低くしなければならぬわけなんです。前述の七割分は、これは被保険者のためにかなり高い利回りでも安全な用途を選んでいくという運用が必要であります。残りの三割分についてはもちろん安全でなければいけませんけれども、利回りは相当低くしていい。そうして拠出をいたしました被保険者の利益になるようなものに還元融資をしていく。大体こういうふうな割り振りでお考えをいただければいいと思ひます。

○木下友敬君 大体今の運用に対するお考え方あるいはその割り振り等についてはまた後日詳しく伺うことにしよう。大体として今の政府と申しますよりも、まあ保守党内閣でいつも考へていくことは、一つの何か新しい政策を立てたときは、当然のことではあるけれども、いつも経済面関係のことが非常に重点を置かれてゐる。それでこういうことをしたいけれども、金が

こういうふうだからやれない、これはもうわかります。しかし、ほんとうにやろうという熱意が強ければ、その難関を克服して、金も何とかやりくりができるだろうと思ふ場合があるんです。具体的にあげられる例でも、ほんとうにやる気だつたらこうすればよかつたのじゃないかということはある程度得るわけです。私は、これは社会保険制度というふうなものを政府が本気でやっているとどうかということのこれは一つの指針になると思ふんです。いつも金がないからだ、社会党の案はそれはもう非現実的だ、今の予算を見てみろ、あれからこれだけの金をとれるかというふうなことではなくして、どうしたらばとれるかということに考へておられぬような気がする。初めから経済の圧迫がある、このワケ内というところにのみ重きをおいて、どうしたらばその隘路が開けるかということについては私は熱が足りないと思ふんです。具体的にはまあ一例をあげますならば、今の身体障害者に対する年金の場合でも、外部疾患だけ取り上げて内部疾患は取り上げていない、ほんとうは、これはどちらも身体障害というところからいへば甲乙はないわけです。そうすると、これは私は数に当つてみませんけれども、内部疾患と外部疾患と両方ともとれば一番いいところ、ところがちよつと金が足りない。比べてみれば、内部の方がはるかに多い、この際は数の少ない外部疾患の方を一つ頭を出しておいてというふうな考へ方ではないかと思ふので、内部疾患と外部疾患に甲乙を、病気の重さについてあるいは保護

すべきだという考へ方に甲乙はないと思ひます。そういうことからいへば、私はなぜ内部疾患を入れたかつたかというところを責めるよりも、あなたの方の考へ方が、こういう法律なりあるいは制度を作るときも、おもに経済面からこのことを考へに置いて、筋の通つた施策というものの推進のための努力が足らぬのじゃないか、こういうことを考へますが、大臣の所信はどうですか。

○国務大臣(坂田道太君) 全くそういうふうな面も私はあると思ひます。思ひますけれども、やはり私どももいたしましては、財政というものの一面において考へなければなりませんので、こういうふうな案になつたわけでございます。しかし、まあ私といたしましては、少くとも同じような、これはまあ身体障害者の問題でなくて、一般的に申しまして、厚生省の問題で、どうしてもこれは必要なものであるならば、これはやはり確保すべきだ、そのすみずみまで小さいことであつてもそれが及ばなければ、結局口であるいは公約でいつても意味はないというふうな私に私に考へておられます。で、何か与えられた一つのワケ内においてでもその気持なり筋なりあるいは立て方なりというものが及ぶようにしていかなければならぬ、それが誠意だというふうな心で得ております。全く同感でございます。御賛成の上でございます。

○木下友敬君 同感と言われましたけれども、その結果においては、どうも違つてくると思ふのですが、どうか大臣はその若さと新しさに一つものを言わして、社会党の出しております案をもう一度つぶさに見ていただいて、これはどうも自由民主党の政府が出した

のよりもはるかにいいという考へがわいてくると思ふ。そうしたら一つこころで脱皮して、経済面だけに重点を置くか、あるいは社会政策として筋を立てるかというところにもう一ぺん思いを新たにしまして、そうして一つ政府案を引込めてもらつて、社会党案を全面的にこれはいいものだという声をあげてもらいたい、それぐらいにしながら、保守党もなかなかりっぱな保守党にはなつていかないと思ひます。以上希望しまして、私の質問を終ります。

午後一時一分休憩

午後二時三十一分開会

○委員長(久保等君) 午前中に引き続き委員会を開きます。

国民年金法案外二案の質疑につきましては、本日はこの程度にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(久保等君) 御異議ないと認めます。

○委員長(久保等君) 次に、児童福祉法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑を願ひます。

○木下友敬君 児童福祉法の一部を改正して、カリエスの患者の教育と療養をかね与えるという法案でございます。から、結論的にこれは賛成できる法案です。で、簡単な質問を二、三續けていたしたいのですが、二十一条の十六のところに「これを病院に入院させて

療育の給付を行うことができる。この「療育」という言葉ですが、この出典はどなたのところで出ていますか。

○政府委員(高田浩運君) これは、現在の児童福祉法十八条の三の三号に、「身体に障害のある児童の療育について、指導を行うこと」とございます。

○木下友敬君 その「療育」という言葉がどこから出てきたか。おそらく言海だとか、漢和辞典だとか、あんなものに療育という言葉はないと思う。これは新語じゃないか、法律上そういう言葉をいつから使ったか。なるたけなら、私は、こういういいかげんな言葉を法律の中に持ってくるのがいやだからお尋ねしているわけで、意味はわかっています。療養と養育だろうと思ふのですが、法律の上でこういう言葉を使うというのなら、日本の国語を正しいものに持っていくという意味からでもよくない、きれいなすっきりした言葉を使って、長くなっても療養と養育を与えて書いて方がもっと私は日本の言葉としていいと思う。そのことをお尋ねする。

○政府委員(高田浩運君) お話ごもつともでございますが、児童福祉法の中に盛り込んでいますいろいろな事項が、内容として新しい点もございまして、で、そういう意味で、児童福祉法ができました際に、いわば新しい言葉というものが入ってきたことも事実であらうと思います。この点はまあ意味としては、これは肢体不自由児童についての学者のいろいろな御意見を伺って、治療育成というような言葉から、それを縮めて、療育というような言葉になったと聞いておりますけれども、まあ今後法令の用語を用います場合にお

いては、御趣旨の点を十分尊重して、私も心がけて参りたいと思います。

○木下友敬君 これは何も私は厚生省だけにこれを限ってお願いするわけではなく、日本語から一つのけいていかなければならぬと思うのです。これはただ短かくさすればいいというのでなく、はつきりした言葉を使って、勝手に療養育成を……。それは何です、ILOとかOKとかなんとか、そういうふうにしたのだというのなら、それならそれでいいけれども、そうはいくまいと思う。法律というのは、国語として使う場合には、私はきちんとした言葉を使うように将来はやっていただくということと、それだからこの次の時期には、私はこの「療育」という言葉は除いてもらいたい。次に改正する機会でもよろしくございまして、ほんとうのだけれどもわかる言葉に、療養と育成なら育成というふうに、そういうふうな法律の中の文字を変えていくように、そういう改正もあわせて次の機会にはしてもらいたいと思います。何

もがなければならぬことではないと思うのです。そういうところから私は国語というものをきれいな正しいものにしていくという努力は厚生省でも必要である。私もよくこういう条文でも、横書きにするとか、制限漢字内であるということも主張して、話言葉で書くとか、法律でも何々なりといううなことが、こういうふうにするというところになったと同じように、それならば内容においてもお役人だけわかったり、法律を作った人だけのみ込んでおるといだけではなくて、だれに

でもわかるように、一人立ちのできる言葉を使うというふうにしてもらいたい、この「療育」という言葉を一人立ちしてほんと出した場合、人がどう読むかというところはわからない、言葉というものは独立性のある言葉を使うべきだ、これは心にためておいてもらいたいと思います。

次に、カリエスの患者というのはそうたくさんいないようです。これを見てもみましても、国立療養所及び国立以外その他合せて二百幾らと書いてあるようですが、そうでしょうか、そういう児童の数というのは非常に少いように思います。カリエスの患者で現在入院してある数は、そういう場合に、指定病院を指定されるときに、各県で何か所くらい、一県に一つずつ置くという御意思であるか、あるいは非常に数の少ない場合ならば、中国に一方所、四国に一方所、あるいは関東方面に一方所というふうなことにされるつもりであるかというふうなことを一つ御説明願います。

○政府委員(高田浩運君) お手元に差し上げてあります資料に、約二百人のカリエス児童が国立療養所で治療をしております。これは現在の姿でございます。この現在の分布について見ますと、約二十カ所の国立療養所にこの児童がいわば散らばっておりますという格好になっておるわけでございまして、私もこれはなるべく施設が多い方が利用する者の立場からすれば便利であると考えてございまして、すけれども、何しろ特殊の専門的な治療を要することでもございまして、かてて学習ということと一本に行うという、二つの要

素を考えておりますので、各県に一つというわけには参らないと思ひます。しかし、必ずしもブロックに一つとか二つというふうな限定をして考えるつもりもございせん。なるべく広く行き渡るようにというふうな気持で、国立療養所のこういう施設の整備等については、これはほかの局とも十分連絡をして努力をして参りたい、かように考えております。

なお、国立療養所以外の施設については、現在のところ、これといった施設もございせんけれども、これはそういう態勢の整いましたものについて、逐次指定を考慮して参りたい、かように考えております。

○木下友敬君 そうすると、二十カ所とすると、県外の人が入ってくるということになるわけですね、そういう場合には、まあ十分の八は国で負担して、十分の二は県で負担するという場合に、その人の出身地の県が負担するということになるはずだと思ふ、それと入院指定の基準ですね。単に国立とこう言ってしまうか、それ以外に同じ国立が一つの県に幾つもあり、また、一つのブロックにたくさんあるという場合にどういう基準でそれを指定していくか、あるいは現在におもに収容されておる所でやっていくというふうな考え方であるかどうか、そういうことを一つ聞かしてもらいたい。

○政府委員(高田浩運君) 指定の基準としましては、先日の本委員会において御説明申し上げたかと思ひますが、幾つかの条件を考えておるわけであり、まず、その一つは、小児科の専門の病棟または病室を有すること、それから第二に、専門的な治療の設備及び専門の医師がいること、第三に、学習な

いし生活指導が行える態勢にあること、第四に、義務教育を行ひ得る態勢にあること、そういったことを内容として指定の基準を規定したいと考えておる次第でございますが、従いまして、現在国立療養所で先ほどお話のように、カリエス児童を収容し、治療しておるものについて、これらの基準に照らして適格なものについては、これはもちろん現在やっておりますわけでございまして、指定をして参るつもりでございます。なお、現在の条件に満たないものも、これは現在の設備でもちろん足らないわけでございまして、これがふえるように十分指導をいたして参りたいと考えております。

○木下友敬君 現在の国立の療養所で、結核の中でカリエスを治療していく、カリエスの整形外科専門の医者のいる療養所が幾つございまして、

○政府委員(高田浩運君) 整形外科の医師がおる国立の療養所が、まあもちろん義務教育を行なっているとかそういったほかの条件もある程度満たして、しかも整形外科の医師がおる、そういうものが現在私どもの調べでは九カ所ございまして、それから現に整形外科の医師がいないけれども、もちろん整形外科の医師がおりまして専門の整形外科医の援助が直ちに得られる、そういう態勢にある、それが九カ所ござい

○木下友敬君 それでは先ほど、現在は二十カ所にそういうカリエス児童を収容していると言われましたがそのうちには、整形外科の専門家のいない国立療養所が十一カ所はあるというわけですね。まあ学習のできるような条件

も具え、また、整形外科の医者を招聘して、そうして完全を期していられるという御希望だろと思うのですが、その線に沿うというつもりでございましょうが、実際は二十カ所とか、あるいは三十カ所にそういう特別のお医者を迎えるということは現在の状態では非常にむずかしいと私は思うのです。そうした場合にわずか二百二十五人です、現在表に表われておるのは、もっと探し出せばたくさんあるかも知れぬけれども、もっと集約して、九カ所ならば九カ所でもいいから完全な施設をし、完全な教育もできるような方向に持っていく方が得ではないか、こういうふうに考えますが、どうですか。

○政府委員(高田浩運君) 義務教育を行える態勢にあるということが絶対の条件でございまして、その条件の基礎の上に立って、今お話のように、最も設備の整い、それから人的にも完全に専門家がそろっているという施設が望ましい、このことは言うまでもござい

ません。しかし、一面において、今お話のように、そういうあらゆる意味において完備した医療機関というものは、その現状においては多きを望めないう状況でございまして、他方、カリエスにかかっております児童はこれはやはり相当な数でございまして、これらに対して少しもこの特典と申しますか、受けさせたいということもこれもまた一方の願望でございまして、その間をどういうふうな調整するかというところは、結局具体的な指定をどうするかというところがからんでくる問題だと思っておりますが、その両者を勘案いたしまして、先ほど申し上げま

した現実には整形外科の専門はいないけれども、外科医者がおつてそうして整形外科医の援助が直ちに得られる、そういう特殊な事情にあるものについて、やはりこれは指定を考慮すべきではないだろうか、現在のところそういうふうな考へておりますが、医療の問題というのは非常に大切な問題でございまして、今お話のありました趣旨に沿って十分慎重に検討して参りたいと考えております。

○木下友敬君 現在厚生省では、小規模の療養所を大きなところに併合していくというふうな一つの方針を持っておられるようではございませぬが、若千の小さな療養所で併合される運命にあるようなものを特にこういう方面に生かしていくというふうなことは、私は非常に適当な措置だと思つて、そういうことに関しまして、当局ではどういうふうにお考えですか。

○政府委員(高田浩運君) 国立療養所の総合の問題は直接的には医務局の方の所管でございまして、私からその問題についてお答えすることは差し控えたいと思つてますが、その統合されて残りました施設をどういった施設に活用していくという点については、もちろんこれは抽象的には非常にけっこうなことだと思つてございまして、現実の問題としては、おそらく統合されるようなところというのは、地理的に申しまして、あるいはまた、設備の点で申しまして、いろいろ問題の点もあるうかと思つてございまして、それらの点等を十分ににらみ合せて考えなければならぬ問題であると思つて、現在小

児病棟等を持っておりますのは、割合に大きい、いわゆる中心のところにある療養所が多きを占めている状況でございまして、その辺を考慮いたしまして、御趣旨の点はまことに私どもも同感でございまして、十分そういった点も氣をつけて今度施設を拡充し、一床でも多くなるように努力して参りたいと思つております。

○木下友敬君 医務局の方はおられないのですか。——それでは医務局の方にはあとの時期にお伺いしますが、この法案が衆議院を通過する際に付帯決議がなされておる。その付帯決議を見てもみますと、カリエスというふうな骨結核だけでなくして、内科的の結核にもこの法案を広げてもらいたいというふうな付帯決議が出ております。私はまことにこれは適当なことであると思つて、骨結核と内臓の結核を区別して、まず骨結核から、カリエスから先に取り上げていかれたという根拠、この点を一つ伺いたい。

○政府委員(高田浩運君) 私どもには非常にづらい御質問でございまして、私どもも今お話をいたしましたように、骨関節結核のみでなしに、結核児童一般にこういう制度をとるべきであるという考え方を出発をいたした次第でございまして、御承知のように、結核、骨と、何とかなんかやならぬから言つておくというところで、根本的な理由にはならないし、午前中にも言いましたように、経済的な面でもうんと圧迫を受けているので、厚生省がせつかくお考えになつた筋の通つた結核対策も、お金のために阻害されておるというのと、またそれと同時に、いろいろの希望があるから、こういうことで譲歩さ

れたのだらうと思つてございまして、どうかこの点は、もう一つ努力を願つて、一般の結核にも及ぶところまでいかなければならぬと思つて。

なおかつ、小さい療養所がほかに併合されるのをこのようにに充てたらどうかというのには——一休小さい子供たちをおとなの療養所に長い期間一緒に置いておる。たとえば病棟が違つてもおとなと子供と一緒に置いているということには異論があります。ことに療養施設というのは非常にひまでありまして、たとえば歌を歌うにしても、療養者は流行歌のひまの歌つておるでしようし、そういうものも自然子供の耳に入るようになる。やはり純真な子供は純真な子供ばかりという方がよい。病棟を交えればいいじゃないかと云われまして、それはそう言うだけのことであつて、ついでに看護婦が往復する、あちこち歩くということだけで子供は教育上よくない。長い間おとなと同じ病院に入院させておいた子供が、退院させたとき、どういふふうに変つてきたかということについて、そういう点でも注意して考えてやらなければいけないと思つて、できれば子供は子供だけ、どうしても同じ国立病院の中に入れておけばならぬということであれば、非常に離れて、全然隔絶されたような方向にでも持つていかなければ、これは病氣以外のものが伝染するのではない、私はこういうふう

に考へておる。どうですか。

○政府委員(高田浩運君) この制度を設けました一番初めの考え方もお話の間にもございまして、子供がおとなの間になつて治療したのでは、結局病氣はなおつても、まあいろいろなおと

の要求もし、諸般の計画も立てたわけ

でございまして、いろいろな事情で第一年度骨関節結核ということになつたわけではございまして。そして申し上げれば、これらの結核児童は一般の結核児童に比べますと、骨関節結核にかかつております児童の療養期間というものが二倍近くもなつておりますし、そういう意味でも、最も必要度の高いものから逐次やめていくということをお話を言わざるを得ないと思つてござい

ますが、もちろん今後、骨関節結核児童のみならず、一般の結核児童に対してもこういう制度を広げて参ることに全面的に努力をして参りたいと思つて

なの世界というものを覚える。あるいはまた、療養期間中においてもおとなの使いをさせられたりなんかというようなことで、非常に児童福祉上困る。そういう見地から、やはり児童については特殊の病室なり、病棟というものを考えて、特殊の環境において治療を行わせるべきである、そういう意味でこの制度を考えたのでございます。そして理想的に申し上げれば、やはりこれも児童福祉施設として今お話のありました縁に近い格好になるわけですが、独立の施設としてやるのがこれは理想でございますが、現実の問題として相当たくさんこういった児童がいるが、新たにこういう施設を作っていくということとは、現実の問題としてなかなか急速に解決はできない。それよりも結核の療養所に、相当大きなものについては空床等との関係もございまして、それを活用していくということの方がむしろ実情に適するのじゃないかという意味においてこういう制度の仕組み方をしたわけでございます。今お話のありましたような考え方が、この制度の根本になっているわけでございますから、従って、これが具体的に療養所の指定の場合におきましても、十分お話のような点を注意をして参らなければならぬと思いますし、また、先ほど来お話のありました転換療養所の問題についても、十分一つ考えさせていただきます。

○木下友敬君 医務局の方がおられなないからちょっと無理ですけれども、今空床ということをちょっと言われたので、すね、空床を子供の方で埋めることもできるからと、この空床の問題ですが、今度二百の地区を指定して結核の

特別の検診といえますかをやつていきますね、特別の検診をやつていくということになってきますと、患者はたくさん出てくるのですよ。今の国立及びそれ以外の療養所のベッドの数ではおそろく足りないほど出てくるかも知れぬことなのです。また、出てくるように、そういう患者を発見して一カ所に収容して、結核の感染を防止し、これを治療していくという、そういう意味で二百カ所を指定してやるうということですから、指定して綿密な検査をする以上は、たくさん患者ができて、これを強制的に収容していくということになれば――空床が埋まらぬような検診ならこれはやらないのがいいので、たくさん民間に散らばっている患者を拾い上げていこうという意図ですから埋まります。そうすると、この空床にカリエスをあてていくという考え方がこれはまた甘い考え方であると思う。私はやはりこれは次の機会には少くともカリエスだけでなくして、いわゆる内臓結核にかかつておる小児結核の患者もやはり同列に扱って、そうしてこの子供達、カリエス内科の結核のそういう子供達をいわゆる小さい療養所といわれているところに収容して、専門的に療養をさせていくという方向に持つていけば一挙兩得ではないかと思ふ。こういう点はもちろんまだ研究の余地のある問題でしょうが、どうか一つの自分の局だけにこだわらないで、他の局とも一つよく御相談になつてそういう問題を解決して貰つてもらいたい、こういうふうに思ふのです。

○国務大臣(坂田道太君)　ただいまの御質問は、非常に私いいお話を伺つたと思うので、私就任早々ではございます

すけれども、やはりカリエスだけでなくて、結核の児童についてもこれ考へていかなければならない。しかもその入院をいたす場合におきまして、一面において、医務局等において療養所の統廃合というものが行われておる、整備が行われておるという場合に、私たちが常に頭の中にそのことを考え、空床がある、あるいはその療養所を廃するといふ場合には、やはりそういうたわれわれの政策に、将来の一つ計画に對して、この病院を廢する場合において、そういうような政策にもし合致するものとするならば、存続した形になおいてこれを見ていくということではなければならぬと思うわけなので、ただし、具体的に申しますと、それが一体どういうふうになるかというところは、これは事務当局といろいろ相談しなければなりませんけれども、少くとも考え方の方向としては全くおつしやる通りではないかというふうに考えます。

それからもう一つ、私が考えておりますことは、結核児童に對して、これはまあ本年度の予算を組みますときに落されてしまったわけなので、来年度の予算におきましては私は要求をいたしたいと考えております——おりますけれども、もう一つ問題で、學校に通つておる人、子供たちで、そして多少今日のように化学療法というものが進歩してきた、そしてある程度何といふいますか、ヒドラジッドとかパスとかバスのようなものを、むしろそういう児童に對してまあできるならば無償で、これを半年なりあるいは一年なり飲ませたならば、相当私は結核児童というものがないかならうかといふ

うような面も考えておるわけでありま
す。この点につきましては、実は衆議
院の随員委員からの御質問もござい
まして、指摘された点でございませ
う。私も全くこれは同感でございま
す。で、予算上落ちましたわけでござ
いませうけれども、何とかしてこの結
核児童に對して、予算は落ちたけれ
ども、何かやる方法はないだろうか、
実は私眞劍に取り組んでおるわけな
んであります。と申しますのは、たと
えば結核児童の実態調査によりまし
て、昭和二十八年におきまして、要
医療の患者が三十三年度の調査に
よると九万五千に減つておる。これ
はまあ六才から十四才までの者で
ございませうが、要入院の児童につ
いて申しますと、これが六万人のも
のが二万五千に減つておる。そうし
ますと、このまあ調査が果して正
確かどうかといふことはまた問題が
あるといたしまして、この二万五千
といふものは把握ができると思
う。そうしますと、この二万五千
といふ、この者を対象としていろいろ
の政策が考えられているはずだと思
う。それがまあ長期欠席の形に出て
おるとか、あるいは結核にかかつて
おりながらやはり学校に行つておる
というやうな人の感染の度合い等も
考えるならば、これらの人たちのこ
ろに、そうして学校教育の中におい
て、一つの厚生行政の、いわゆる結
核対策といふやうなものを取り上げ
られてしかるべきなんだといふふう
にまあ思つておるわけなんです。こ
の点につきましては、今児童局長と
も相談をし、これくらいのことはお
医者さんの方々、まあ医師会にも
お願いをしたいと思いますと思つてお

りまゝ。まあ場合によつては警察官の方々の協会にもお願いをしたいと思つております。あるいは場合によつては、生命保険協会にもお願いをした方がいい、まあ試験的に、たとえば二百カ所の問題がございましたが、このところに全員はもししいかないとしても、ある地区を限りまして予算はないけれども、本年度これを試みにやってみたらどうかということ、実は今事務当局に命じまして、考えをまとめておるような段階でございます。やはり私は総合的な見方で、結核対策というものを考えていかなければならぬ。單に児童局は児童局、あるいは医務局は医務局ということでなくて、厚生省自体として、あるいは民間等の御援助も願つてやつていけるところは解決して、實たらしいじゃないかといううな、実は考え方を持つておることを御報告申し上げます。

○木下友敬君　ただいまの大臣の御発言、なかなかいいです。どうかそういうふうな考えを實際面に現わしてもらいたい。おそらく赴任されるときは高遠なう。おそらく赴任されるときは高遠な理想で来られまして、しゅうと、小じゅうとがおりたりしてなかなか思うようにいかぬこともございましたが、勇猛心をふるって一つやつていただきましたというのを、私非常に希望をもつてながめておる次第でございます。くどいようですが、最初申しました療育院という言葉のようなことですね。これはお役人の方、ささいなことを言うと思われまますけれども、日本の国語、國民の言葉というものをきれいにしたい、ということ、これは文化國家の大仕事な仕事です。でたらしめてつけて熟語を作るといふことは、まあ政府自体が

じ、はなはだしいのになると、同じ局から出され、同じ課から出されるので右と左、同じ方がいとおもいます。ばり統一された方がいとおもいます。し、何か先ほどの大臣のお顔を拝見していると、何かきようは非常に見えそうに答弁をされておるのです。

わが意を得たというような答弁で、はなはだけつこうです。けつこうですか、一つその熱をささないで、このくらのことは私はやはり実施すべきだと思ふのです。よそのところでは、特に地方なり、それから外局等では、横書きを実施しているところも、うどんどんふえておる。やっておるのですから、せめて国会がこういうものをやはり先行すべきだと思ふので、ぜひ一つ、厚生省からまず始めていただくようお願いいたします。

そこでさつそく聞くのですが、今木下さんからも療育ですか、という言葉を聞かれたのですが、児童福祉法の二十一条の十二には、今度は育成という言葉を使っているのです。内容を見ると、そう大した違いはないのじゃないかと思われるのだけれども、ここでいう療育という言葉と、それからこの育成医療という言葉との違いはどこにあるのですか。それをまず伺いたい。

○政府委員(高田浩運君) 育成医療と申しておりますのは、内容は御承知のことと思いますが、いわゆる肢体不自由児に對しまして肢体不自由児施設によらないで治療を行う、そういうことで、まあ端的に申し上げれば、肢体不自由児について、相当長期収容し訓練する必要がありますものは肢体不自由児施設に入れる。それでなくて、病院の外來なり、あるいは短期の入院で

治療ができますものはこの育成医療という形において治療をする、そういう格好にいたしておるわけでございます。て、現実の問題としては、従つて、教育の要素というものは、これには入っていないわけでございます。

○片岡文重君 わかりました。そうすると、療育の方には治療とそれから教育を含んでおる。それから育成医療の方は、これは肢体不自由児の通院ですか、等の医療が主たるものであつて、教育という点は含んでおらない、こういうことですか。

○政府委員(高田浩運君) はあ。○片岡文重君 今この指定医療機関の基準の内容はどういうことになつておるのですか。

○政府委員(高田浩運君) 基準の内容をいいたしましては、先ほど申し上げたと思ひますが、次のような条件を内容として考へております。第一は、小児結核専門の病棟または病室を有するもの、第二には、専門的な治療の設備及び医師がおること、第三には、学習指導ないし生活指導が行える態勢にある、それから第四には、義務教育を行つて得る態勢を整へておること、そういったことを内容として基準を規定をいたしたいと思ひます。

○片岡文重君 そうすると、今指定し得る基準を備へておる施設というものは幾つぐらいありますか。

○政府委員(高田浩運君) 厳密な意味で申し上げますと、これは約十カ所程度になるわけでございますけれども、しかし、先ほどお話し申し上げましたように、やはりこの制度に均霑し得る児童のこれは立場からも考えなければならぬと思ひますし、それとの関

連を考へますれば、現在約二十カ所と考へております。

○片岡文重君 この児童の立場を考へてすれば、なるほど数が多い方がいいといふことは私も同感ですが、この二十カ所の中には治療を主としたお医者さんなり、治療の施設等があることはもちろんでしょうが、そのほかにいわゆるこの療育の育の方です。教育という立場からした教職員の配置がなされておるのですか。

○政府委員(高田浩運君) このいわゆる教育の立場からする養護学校なり、あるいは特殊学級なり、あるいは教職員の派遣というところは、これはもう絶対要件と考へておりますので、今申し上げましたまあ大体二十カ所と申しますのは、もちろんそういう要件を充足していることを前提として申し上げておるわけでありまして。

○片岡文重君 その先生なり、教育関係の職員は付近の学校から通動しているのか、それともこの二十カ所の施設というものは、そこに専属に配置されておる教員免許証を持つておる職員ですか。

○政府委員(高田浩運君) 身分的には教育委員会から派遣をされて、大部分は通動をしているということだと思ひます。

○片岡文重君 通動をしているということは、大部分がその施設専属におるということなんでしょうか、それとも他の学校に籍があつて、その学校に一つの受け持ちの学級とまではいかなくても、科目を持つたり何なりしておつて、その間に通つておる、こういうことなんでしょうか、それともこの病院なり療養所の施設にその職員として、職員

は教育長から派遣をされるにしても、その職場が専門にそこに置いてあるのか、その学校と兼任になつておるのか、この点どうですか。

○政府委員(高田浩運君) 専属でございます。

○片岡文重君 この二十カ所の施設を現在どこどこに持つておられるのかは、一々ここでお聞きするのでも何ですか、あとで一つ資料にしてでも出したいたいでけつこうですが、二十カ所という数ははなはだもつて私は少いと思ふのですが、これは早急に増設をされる意思がないのかどうか、意思はあつても予算関係で当分見込みがないということなのか、その見込みはどうですか。

○政府委員(高田浩運君) 今申し上げました指定の基準の幾つかのすべてを充足しなれば指定をしないということでございますし、従つて、おおむねこれに該当するものが二十カ所あるという意味でございます。従つて、そのほかたたとえば治療の関係は整つておるけれどもまたま教育委員会からの教員の派遣がない、あるいは教員の派遣はあるけれども、治療の関係が十分についていない、そういったものがそのほかに幾つかあるわけでございます。これらは関係のところと十分協力し、話し合ひまして、また、地方の教育委員会等の御協力を得まして、すべての条件が備わつて、現実この法律の対象として指定し得るような施設が少しでもふえるように努めて参りたいと思ひます。

○片岡文重君 今教育大学を卒業する子供らは、戦前と違つて就職率ははなはだ悪いのです。免許証を持つて、つ

まり資格を持つて、その職につけない子供らがたくさんおるわけなんです。従つて有資格者が得られないのではなくて、もつぱらこれは財政の面から制約されておると思ふのです。それから療養施設の方は、これはあまり大きな問題として考へなくても、実際問題としてやる意思があれば、療養施設の方については私は比較的容易にやつていけるのではないかと。問題は教育関係の職員が得られるかどうか、特にこれはやはり相当の愛憎の豊かな、しかもこのやういふ不幸な子供らに對して積極

的に何といひますか、同情と言つては言葉が悪いかもしれませぬけれども、少くとも精神的に手を握つて、これらの不幸な子供らを明るく育てていこうという精神的に豊かな人々でなければいけないと思ふのです。そういう場合を考へますと、資格があるからだれでもいいのだというわけにも参りますまいけれども、むしろ相當の年輩者、あるいは清純な若い人たちの中にもこういう施設にむしる進んで行きたいという人も相當おるわけなんです。それが財政の面から制約をされて採用することでもできない、こういう例は私は少なからず聞いているのですが、この点について、もつと、しかもこれらの経費というものは、そうたくさんな経費ではない。しかも一方所に収容する子供の数というものはそうたくさんではない。

むしろ数が少いから、なおさら、先ほど来の局長や大臣のお言葉では、相當積極的におやりになつておるようでは御不満かもしれませぬけれども、少くともはかの問題からみれば、これはやはり輕視される傾向にある。しか

し、その関係の者たちにとっては相当深刻な問題ですから、もっと積極的にやっていた方がいいと思うのですが、近い将来に、そういう面で積極的にふえるという見通しがどのくらいあるのですか。

○政府委員(高田浩運君) 先ほど医務局長から申されました小児専門の病棟、ないしあるいは病室を作っていくという方針は、これは厚生省全体として推進をしている問題でございますが、私が、前に医務局におりましたときも、そういう線でこれが増設、増加について努力をいたしてきたのでございます。現在、医務局においても同じような考え方で、というよりもむしろもっと熱意をもって、そういう方向に努力をしていただいております。これは必ず今お話のありましたように、教育委員会からの教員の派遣という問題にこれは当面するわけでございまして、これらについては、厚生省の出先の機関からも十分教育委員会の方にお願いをし、また、一般的な問題としては、私の方ないし医務局の方からも、文部省の方に十分連絡を密にしまして、努力をして参っております次第でございます。具体的には何べつと申すことはできませんけれども、予算的に申し上げますれば、御承知のように、これは二百九十ペッドを対象にした予算でございます。その、それが達成できるように、あるいはそれをオーバーするように、努力を重ねて参りたいと思っております。

○片岡文重君 大臣として一つお伺いしたいのですが、この問題は、文部省と緊密な連絡をとって、そうしてしかもこれは厚生大臣から働きかけていたかなければ、なかなか問題の解決はむずかしいと思う。で、これに対して一つ厚生大臣は近いうちに、この法の改正を機会に、文部大臣にこの点について積極的な協力が得られるように、一つ御要請をお願いしたいと思うのですが、いかがですか。

○国務大臣(坂田道太郎君) この問題はすでに二十九日に、文部省の内務局長から、各都道府県教育委員会に実は同様の趣旨のことを、通達が出ておりますが、今仰せの通りでございます。ことに今の文部大臣の橋本さんは、かつてこの厚生大臣をおやりになった方でございますし、私も文部関係に、長い間文教委員としておりました関係もございまして、ぜひ一つそのようなことで、文部大臣の橋本さんにお願いをいたしたいというふうに考えております。

○片岡文重君 最後に、一つ局長に伺いますが、この学習に必要な物品というのは、どの程度のことを考えておるのですか。

○政府委員(高田浩運君) これは義務教育の場それ自体に必要な、たとえば教科書あるいはノート、そういうもののほか、予習復習に必要な、たとえば書見台とか、そういうものも含めるつもりでございます。

○片岡文重君 そうすると、通常の場合には、支給されなくとも、通常の一般健康な子供には必要はないけれども、この病状にある子供にとっては学習に必要なと思われるようなものは全部支給をする、こういう建前をとっておられるわけですね。

○政府委員(高田浩運君) 必要の程度をどの程度に考えるかということは、これは一つの問題ではございますけれども、私どもの方は、今申し上げた趣旨で考えておる次第でございます。

○片岡文重君 予算で一人当たりどのくらいになりますか。

○政府委員(高田浩運君) 予算で申し上げますと、一人年間二千九百六十四円にいたしております。

○藤田藤太郎君 カリエスの養護の法律でございますが、私も趣旨は非常にいいと思うのですが、ただ衆議院の院にありますが、結核にかかっておる児童にも拡大ということが出ておるのですけれども、小児麻痺とか精神薄弱者の問題はありましたけれども、小児麻痺はどういう手当がされておりますか、ちよっと参考までに聞かしていただきたい。

○政府委員(高田浩運君) 小児麻痺につきましては、御承知のように、児童福祉法にも書いてございまして、それから児童福祉事業のうちの大きなウエートを占めておりますものとして肢体不自由施設というものがございまして、これが現在四十二カ所、人数としましては約三千ペッド程度の収容力、これに収容いたしまして訓練をするというのが一つの方法でございます。もちろん今申し上げました個所数であり、収容力でございますが、これは十分とは申せませんので、これが増設については私も最重点を置いてやっておるような状況でございます。とおおむね三十四年度中には、少くとも各県に一つあての肢体不自由施設が設けられるということになる予定でございます。それから先ほどもちよっと申し上げました。

○政府委員(高田浩運君) 必要の程度をどの程度に考えるかということは、これは一つの問題ではございますけれども、私どもの方は、今申し上げた趣旨で考えておる次第でございます。

○片岡文重君 そうすると、通常の場合には、支給されなくとも、通常の一般健康な子供には必要はないけれども、この病状にある子供にとっては学習に必要なと思われるようなものは全部支給をする、こういう建前をとっておられるわけですね。

○政府委員(高田浩運君) 必要の程度をどの程度に考えるかということは、これは一つの問題ではございますけれども、私どもの方は、今申し上げた趣旨で考えておる次第でございます。

○政府委員(高田浩運君) 必要の程度をどの程度に考えるかということは、これは一つの問題ではございますけれども、私どもの方は、今申し上げた趣旨で考えておる次第でございます。

○政府委員(高田浩運君) 必要の程度をどの程度に考えるかということは、これは一つの問題ではございますけれども、私どもの方は、今申し上げた趣旨で考えておる次第でございます。

○政府委員(高田浩運君) 必要の程度をどの程度に考えるかということは、これは一つの問題ではございますけれども、私どもの方は、今申し上げた趣旨で考えておる次第でございます。

○政府委員(高田浩運君) 必要の程度をどの程度に考えるかということは、これは一つの問題ではございますけれども、私どもの方は、今申し上げた趣旨で考えておる次第でございます。

○政府委員(高田浩運君) 必要の程度をどの程度に考えるかということは、これは一つの問題ではございますけれども、私どもの方は、今申し上げた趣旨で考えておる次第でございます。

○政府委員(高田浩運君) 必要の程度をどの程度に考えるかということは、これは一つの問題ではございますけれども、私どもの方は、今申し上げた趣旨で考えておる次第でございます。

○政府委員(高田浩運君) 必要の程度をどの程度に考えるかということは、これは一つの問題ではございますけれども、私どもの方は、今申し上げた趣旨で考えておる次第でございます。

○政府委員(高田浩運君) 必要の程度をどの程度に考えるかということは、これは一つの問題ではございますけれども、私どもの方は、今申し上げた趣旨で考えておる次第でございます。

○政府委員(高田浩運君) 必要の程度をどの程度に考えるかということは、これは一つの問題ではございますけれども、私どもの方は、今申し上げた趣旨で考えておる次第でございます。

○政府委員(高田浩運君) 必要の程度をどの程度に考えるかということは、これは一つの問題ではございますけれども、私どもの方は、今申し上げた趣旨で考えておる次第でございます。

○政府委員(高田浩運君) 必要の程度をどの程度に考えるかということは、これは一つの問題ではございますけれども、私どもの方は、今申し上げた趣旨で考えておる次第でございます。

○政府委員(高田浩運君) 必要の程度をどの程度に考えるかということは、これは一つの問題ではございますけれども、私どもの方は、今申し上げた趣旨で考えておる次第でございます。

○政府委員(高田浩運君) 必要の程度をどの程度に考えるかということは、これは一つの問題ではございますけれども、私どもの方は、今申し上げた趣旨で考えておる次第でございます。

○政府委員(高田浩運君) 必要の程度をどの程度に考えるかということは、これは一つの問題ではございますけれども、私どもの方は、今申し上げた趣旨で考えておる次第でございます。

○政府委員(高田浩運君) 必要の程度をどの程度に考えるかということは、これは一つの問題ではございますけれども、私どもの方は、今申し上げた趣旨で考えておる次第でございます。

○政府委員(高田浩運君) 必要の程度をどの程度に考えるかということは、これは一つの問題ではございますけれども、私どもの方は、今申し上げた趣旨で考えておる次第でございます。

○政府委員(高田浩運君) 必要の程度をどの程度に考えるかということは、これは一つの問題ではございますけれども、私どもの方は、今申し上げた趣旨で考えておる次第でございます。

○政府委員(高田浩運君) 必要の程度をどの程度に考えるかということは、これは一つの問題ではございますけれども、私どもの方は、今申し上げた趣旨で考えておる次第でございます。

未満ということでございますから、それに沿うようにしているわけでございます。

○小柳勇君　そうすると、義務教育について、あるいは高等学校に入るかどうかかわりませんが、高等学校に入ってもいいということでございますか。

○政府委員(高田浩運君)　学習指導の関係はこれは義務教育に限るつもりでございます。従って、義務教育を受ける年齢でない者、受けてない者、これらにつきましても医療費のみ支給するという場合はあり得ると思えます。

○小柳勇君　つき添いについても、私は病気のことはよく見当がつきませんが、看護婦を雇い、あるいは先生を雇わなければならぬような場合も予想されますが、そういう面については一切この法律として考えてないということでございますか。

○政府委員(高田浩運君)　この根本の趣旨が、先ほど来申し上げておりますように、小児のカリエス特有のもの、結核特有のものとしてこれに対する手当として、治療と教育と、それから生活指導とあわせ行うという趣旨でございます。従って、そういう趣旨から申し上げても、この指定いたしました療養所においてそれに即応する態勢が整っているということが前提でございます。そのほかにプラスをして、だれかつき添いを雇わなければ十分の看護ができない、あるいは学習指導ができないという格好のところは、これは指定から私も実は考えていないわけでございます。そのように一つ御了承いただきたいと思えます。

○小柳勇君　最後に、この法案ができて

まして、周知徹底する方法について何か、厚生省として考えてございますか。

○政府委員(高田浩運君)　これらにつきましては、新聞等ももちろん御協力をお願いしております。私も、先般民生部長会議あるいは衛生部長会議あるいは児童課長会議等を開きまして、そのうちにはこの問題を一つの重要な問題としてお互いに協議をし、同時に、よくこれらの実施について遺憾のないように、周知なりあるいは準備なりについて遺憾のないように、私どもとしては指示をいたしておる次第でございます。

○小柳勇君　最後に、この数字を見ましても、私も私どもがたとえば地方を回りまして感ずる実際の数字との差が相当あるように思えますので、周知徹底なり、こういうものなるべく収容して療養と教育ができるように要望いたしまして、質問を終わります。

○斎藤昇君　各委員の御質問で、私の伺いたい点はほとんど明瞭になりましたので、ただ一言だけ伺いたしたかったのであります。この法律は四月一日から施行になっておりますが、先ほど担当医療施設の指定等についての御答弁等を伺っております。まだ非常に慎重審議をしておられるらしい。で実際これらの児童が給付を受けられるのは、いつごろから受けられるようになるわけですか。

○政府委員(高田浩運君)　先ほど来申し上げておりますように、施設については非常に条件の整ったところと、それからさらに多少検討を要するところと、いろいろ種類がございますが、たとえば宮城県にありますが玉浦療養所であ

ありますとかあるいは千葉県にありますが下志津の療養所でありますとか、その他これに類する施設につきましては、これはいわばきょう今日からでも指定をして、これに適応した措置がとれる、そういう態勢にあるわけであります。そういう態勢の整ったものにつきましては、なるべく四月一日、ないしそれに近い期間に指定をいたしまして発足できるようにいたしたいと思っております。その他のものにつきましては、準備の整い次第すみやかに法律の適用が行い得るようになしたいと考えております。

○斎藤昇君　給付を行うのは都道府県知事でありまから、従って、最初施設の整ってるところから指定をしていくといった場合に、お前の府県はどこのあれだということでもわからないじゃないかと思えますが、そこらはどうなように指導しておられるのですか。

○政府委員(高田浩運君)　今申し上げたような、たとえば玉浦でありますとか、下志津でありますとか、こういういわばはっきりしたところにつきましては、これはあらかじめ準備の措置をしておいたしております。そこに入っております児童の住所を有する府県等にも連絡のつくように、児童課長等には申しておる次第でございます。なお不十分な点もあるかと思えますので、さっそくそれらの点について、さらに準備を確実にするように申したいと思えます。

○斎藤昇君　現に入院している児童については、指定されたところから行くからいいかもしれませんが、こういう

制度ができた、それじゃ自分の子供を一つこの対象にしてほしいという人も新たに出てくるだろうと思えます。なるべくすみやかに指定をされ、そして四月一日からあまり遠くない期間に、全部適用を受けられる人たちが一人も洩れなくというわけにはいきませんまいが、ところによって、県によって、非常にもう半年もあるいは一年もたつてもまださっぱりわけがわからぬというようなことのないように、一つ御配慮をお願いしたいと思います。

○委員(久保等君)　他に御発言もございませうです。それから、質疑は尽きたものと認めることに御異議ございませんか。

○委員(久保等君)　御異議ないと認めます。

○委員(久保等君)　御異議ないと認めます。

○委員(久保等君)　御異議ないと認めます。

○委員(久保等君)　御異議ないと認めます。

○木下友敬君　この機会に、私は本案に、お手元に配付いたしましたような附帯決議を付することの動議を提出いたします。

○委員(久保等君)　ただいま木下君提出の動議を議題とすることに御異議ございませんか。

○委員(久保等君)　御異議ないと認めます。それでは木下君提出の附帯決議案を議題といたします。御説明をお願いします。

○木下友敬君　御説明を申し上げます前に、附帯決議案を読み上げたいと思えます。

児童福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案
今回骨節結核にかかっている児童に対する療養と教育の制度を設けることは極めて時宜に適合したものであるが、政府はすみやかにこのような制度を骨節結核以外の結核にかかっている児童にも拡大するよう適切な措置を講ずべきである。

右決議する。
内容の説明は省いても御理解できることと思えます。省略することにいたします。

たいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(久保等君) 御異議ないと認めます。ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(久保等君) 速記を起して。

○委員長(久保等君) 社会保障制度に関する調査の一環として、一般厚生問題に関する件を議題といたします。御質疑を願います。

○勝保君 厚生大臣に伺いますが、時間が非常に迫っておりますから簡単に申し上げます。ただし、非常に緊急の仕事でございますから、ちょっと伺いたいのですが、政府の方で行政整理にやっていますが、港灣行政の統一の問題等によりまして、あるいは検査は港灣の方の税関の方へ移すようなことを聞いておりますが、これはどういふようなことになっておりましたか、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(坂田道太君) 実はこの問題は、勝保委員もすでに御承知だと思ひますが、答申案が出まして、それに基づきまして関係閣僚懇談会というものがこの前、第一回の実は会合をいたしましたわけであります。そこで、われわれの方といたしましては、その答申はさることながら、一体山口長官の方の原案がどういふものであるかということを見ない以上は、これは何とも申しようのないわけでございます。実はその第一回の会合におきましては、山口大臣の方からは何ら具体的な案というものは出て参らなかつたわけでございます。しかしながら、その際に、私

厚生省の立場といたしましてもあるいはまた、その他の関係の大臣からいろいろ話し合いをいたしました。が、われわれといたしましては、現在の段階で一体あなたはどういふような目的で、どういふ性格の、行政整理というものをやられるのについて、どういふおつもりでやりになるのかということとを聞いたわけであります。そうしましたら、結局、各省の権限を一緒にするとか何とかいふような問題ではなない、その筋というものはあくまでも貫くんだ、ただししかしながら、これを利用する人々から見れば、難かにいろいろ不便な点もあるからその点を一つこの際解決をしたい、まあこういうようなことでございます。それならば、一体どういふような案でございますかと聞きましたら、その案はまだきょうまでは実はここに示すものを持っておりません。そこで、愛知法務大臣から、自分たちの省としてはとにかく確かに不便な点はこれはわかるから、そのための現実的解決する方法として共同のオフィスをまず作ることが先決ではないかと思ひ、そこに各省の機関が集まって仕事をすれば、そう迷惑という不便というものはまず解消するのではなからうか、こういうような御提案がありました。それからまた、同じ施設、たとえば検査艇等につきまして、いろいろ各省で持つておつたものを共同で使うというようにすることも考えたらどうか、あるいはまた、第三には、事務の統一と申しますか、同じ一つの形式によることの書類でもつてすべてが事務処理がなされる、二通作の場合においては、役所側において複写をしたらどうかというよう

な、三つのこういうようなものをわれわれは考えておる、こういうことでございまして、実は私どもの方として、も、そのような程度であるならば、これはけっこうである、しかしながら、検査所をいろいろ大蔵省に持つていくというふうなことにについては、自分としては反対である、というのはいくつかある。また、そのこと自体から考へても、国内のいわゆる衛生行政というものがどうなるかということの責任を持たずして、これをただ大蔵省に移管するといふようなことは、とうてい私としてはできないということを申し上げておつた段階でございます。ただいまのところは、私のところにおきましてはそういうような運びになっておりますし、また、次の実は懇談会が開かれるものと思ひますけれども、私はそのような考え方で進めたいといふふうな考えております。

○勝保君 私は、長い経験でこうなつておるといふようなお話が大臣からありましたが、検査がつかつて税関に移されて、やみ討ちを食つて、そうしていけないで、またこちらへ戻つたわけでございます。例をたえてみますれば、神戸の港にコレラが入つた、それが税関の方でやつておりますと、税関の方でそれを決定するわけですね。その間は、県の衛生部というものは何ら手が出ないわけなんです。これがコレラであるか、ワッサービブリオ病であるか、何であるかわからない範囲においては公表いたしません。もし間違つた場合には、コレラであるかもしれないといふことを言つた場合に、コレラの予防の措置をとつてみたところがコレラでなかつたという

と、間違つた予防方法、要らざることをやつたのではないかということ、検査の方ではそれを自重してなかなか発表しないのであります。いざ決定したとした場合にはブライフェルの実験まで——最近ブライフェルの実験で——せんけれども、そこまでやつてから発表したときには、もうすでに——神戸の港は御承知のように、港と市外地がほとんど同じところでございます——そのときにはもう病毒が町中に入つてしまふ。こういうことであります。これは衛生行政をほんとに考えられる場合には、私はどうしても譲るべからざるものではないか、譲つてはならないものであると私は考えておるのであります。おそらく警察の方には、いざどうなるかという、警察の方にも目に見えない菌がじゃんじゃん入つてくるというのを考えなければならぬ食物検査も私はそうであると思ひます。だから検査のこと、検査が済まなければ他と交通を許さないという原則があるのでございまして、そういうようなことは世界各國どこでも共通なものでございます。アメリカではかつて大蔵省がこれを取り扱つておつたのですけれども、これは税関の關係で……しかし、これではいけないといふので、アメリカでもこれを衛生の方に移したわけです。でございまして、これはよほど大臣としては決心をされたか、なかなければ困る。われわれ役人におるときにやみ討ちを食ひまして、これは勝保委員にやつてやらすとか何やらわからぬといふので、われわれに話さないで局長だけで——その大臣は大蔵省からきた人だものですから、大蔵大臣を前にやつた人だつたも

んで、ちよこつと総理とその辺でまとめたらしいので、これはまあ非常な弊害があるので、しかも承るところによれば、相当進行してやりやしないかというように伺うもので、実はもう時問がおそくなりましてたけれども、私は、この委員会一つせひ大臣に御質問をいたしまして、そうしてその辺の決心を、強い決心を持っていただきたい、こういう意味合いで質問したような次第でございますから……。

○国務大臣(坂田道太君) ただいま勝保委員の御経験に基く強い御要望に對しまして、十分これを尊重いたしまして、私閣議で発言いたしたいと思ひております。

○小柳勇君 これは久留米市の民生委員の總會の決議によつて陳情された問題であります。全般的な問題であらうと思ひますので、三点をお聞きしておきたいと思ひます。

第一点は、生活保護法による最低基準の級地区分に基くこの種の級地を引き上げてくれといふ要求でございますが、こういうような級地区分の査定はいつどのような委員会でおやりになるのかお聞きしておきたい。

○政府委員(森本潔君) ただいま社会局長がおりませんので、詳細はなんでもございまして、特別の審議會等ではなしに、厚生省におきまして社会福祉審議會に諮問をいたしまして——もちろん厚生省で原案を作つて告示をいたしておる、こういう扱いになっております。

○小柳勇君 時期はいつごろ、年何回いつごろおやりになるのでございませうか。

○政府委員(森本潔君) 時期は一応決

定いたしますと変更せぬと思ひますが、その土地のクラス分けの仕方でございますが、これは一度決定いたしました、そうしたたび変更するといふようなことはないと考えております。

○小柳勇君 それから第二の問題は、世帯更生資金の貸付制度による貸付ワタの増額と資金総量の増額をお願いしたい、こういうような要望でございますが、厚生省としてどのように考えておるか、大臣から。

○国務大臣(坂田道太君) 係の局長が参りませんので、あるいはもし間違つておりましたらあとで訂正をいたしますが、本年度の予算におきましては、たしか世帯更生資金は三億円、それから医療貸付資金は二億円でございまして、これはまあ本年度予算はきまりましたので、ただいまのところ、どうというわけではございませんけれども、しかしながら、将来私どももいたしまして、昭和三十五年度の予算要求の場合においては努力をいたしたいと考えております。

○小柳勇君 個人的に現在五万円まで貸せるようになってはいるけれども、これではどうしても更生資金として少いので、十万円まで一件の貸付のワタを拡大してもらいたい、これに相応して全体の総額をふやしてもらいたい、こういうような要求でございますが、厚生省として御検討されたことがあるのかどうか、御答弁を願ひます。

○国務大臣(坂田道太君) この額の問題につきましては、やはりそういうふうな、望ましい形ではございますけれども、全体のワタがそういうふうなままっておりますから、もしそれを引き上げますと、結局対象人員

数も非常に少くなつてくるような格好でございます。ただいまのところは、そのようないふことはいきなりと考へておはるが、なおこれは研究したいと思つております。

○小柳勇君 この点については、これは全国的な更生世帯の熱望であらうと思ひますので、厚生省全体として一度一つ研究していただきたいと思ひます。

第三点は、母子家庭が、現在ほかの一般の人たちよりも住宅対策について発言力も弱いし困つておるので、この母子家庭について県・市営住宅の優先貸付制度を考へてくれなにかといふ要望でございますが、そのようないふことが検討されたことがあるのかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(高田浩通君) 母子家庭の住宅の問題は、これは母子世帯の対策の中で非常に重要な部分を占めておるわけでございます、従ひまして、この点については、かねがね住宅の所管省であります建設省の住宅局と緊密に連絡をとりまして、これが確保については努力をいたしております次第でございます。公営住宅の、まあ法律の前からいたしまして、もっぱら母子世帯のみを対象とするいわゆるワタと申しますか、そういうものを設定することは、これは法律上いろいろ問題もございますので、実質上それに相応するような考へ方で、母子家庭を公営住宅に優先的に入居させる、そういうもの、住宅に困つておるというふうなもの、そして緊急に入居の必要があるというふうな前提のもとに優先的に入居させるということについて、両省大体考へ方が一致いたしてお

りまして、その線で地方を指導いたしているの、でございますけれども、何しろ対象が非常に数が多いので、その、広い範囲でございまして、その趣旨が十分徹底しかねておるところも、これも現実にあることは私もいふまでもないと思ひます。これらについては、十分今後指導をして参りたいと思つておりますが、さらに、三十四年度のこれは方針をいたしまして、そういう線をさらに強めていくようにし、それから、母子世帯を、法律的に分けるわけには参りませんが、実質上母子世帯を入れるものとして、公営住宅の建設については十分一つ計画の中で考慮をするといふことで、現在地方からそれらの具体的な要望の数字等を取りまとめおるような次第でございます。ただ、現実には、その数字がもう私も思つていたほど高くないの、でございます。これらの点について、いろいろ前提条件など問題があると思ひますが、趣旨は今申し上げましたようなことで、お話のような線に沿つて、建設省とも協力して一体となつて努力しているといふことを御了承願ひたいと思ひます。

○小柳勇君 建設省の住宅局などと厚生省が連絡をとつて、優先的に入居せしめるために指導しておる、県の民生部などを指導しておるという、この、あと、具体的に今までの書面なりを適当な機会に一つお見せ願ひたいと思ひます。

質問を終わります。

○藤田藤太郎君 私は、いすれまた、具体的に新しい厚生行政の問題については考へ方をお聞きしたいと思つておりますけれども、ただ私は、大臣が新

任されましてから、一番大きく、厚生省としては、厚生白書を中心としていろいろな施策、考へ方、それから実際の御報告をされているわけです。その意味においては、私は非常に努力をされておると思つておるけれども、しかし、こうなつて見えておると、どこかがしつと頭を上げておると、既存の施策というものがへこむ。こういうものは、厚生省内部の問題ばかりではなしに、他の省まで影響をして、大蔵省でそのばんをはじいておる。それで頭から対外的に発表される、——社会保険を進めたい、国民生活を守りたいといふ政治的な意欲は非常に強く出されるけれども、内容的には私はそういう格好じゃないかと考へております。午前中の年金のときにいろいろお話をいたしましたのを聞いておりました、そういう感じを非常に強くするわけでありまして。たとえば年金に少し百億ばかり出すと失業保険が黒字になるから政府負担を引つ込める、健康保険の国庫負担を約束しながら勝手に国庫負担を引きあげるといふことで調整されては、厚生行政、すなわち人間生活を守つていく社会保険を推進していこうという厚生行政のほんとうの基本的なものが進んでいかないという感じを非常に強く受けておるわけでありまして。私はあらためてこういう問題についてやりたいと思ひますが、きょうは概念だけを一つ承わつておきまして、あとでまた具体的にお聞きしたいと思ひますが、少し時間がまだあるそうです、一言だけ大臣の考へ方を承わつておきたい。

○国務大臣(坂田道太君) 御承知のように、日本の経済というものは非常に底の浅い経済でございます関係もございまして、一面において財政、経済というものに制約されるといふことは、これは今日の段階としてある程度はやむを得ないと思ひますが、しかしながら、その中におきましても守るべき一線はなくてはならないと思つております。たとえば本年度百億の援護年金のお金をもたらした、ほかのものはストップされるという状況では私はよろしくないと考へるのであります。たとえば本年度百億と申しまして、これが来年度の予算になると三百億といふことになる、そうすると、大蔵当局は、もう三百億やつたのだから今年はおかの方はまんをしろといふように出てこないとも限らぬのであります。しかし、私どももいたしましては、日本経済といふものを一面においては考へるけれども、厚生省としてどうして考へなければならぬ問題あるいは確保しなければならぬ問題、懸案事項等については、私は最大限の努力を払つて確保したいと考へております。それがしわ寄せされるとか何とかといふことがないようにつ——私来年度の予算まで仕事ができるかどうかかわかりませんが、しかし、与えられた範囲内で最善の努力をいたしたいと思ひます。国会が終了しましたら、私は来年度の予算の作業に取りかかりたいといふ気持でいることを申し上げておきたいと思ひます。

○委員長(久保等君) 本問題に関する本日の質疑は、この程度にいたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(久保等君) 御異議ないと認めます。

第七部 社会労働委員会会議録第十七号 昭和三十四年三月十七日〔参議院〕

本日はこれにて散会いたします。
午後四時九分散会

昭和三十四年三月二十四日印刷

昭和三十四年三月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局